

355
19_h



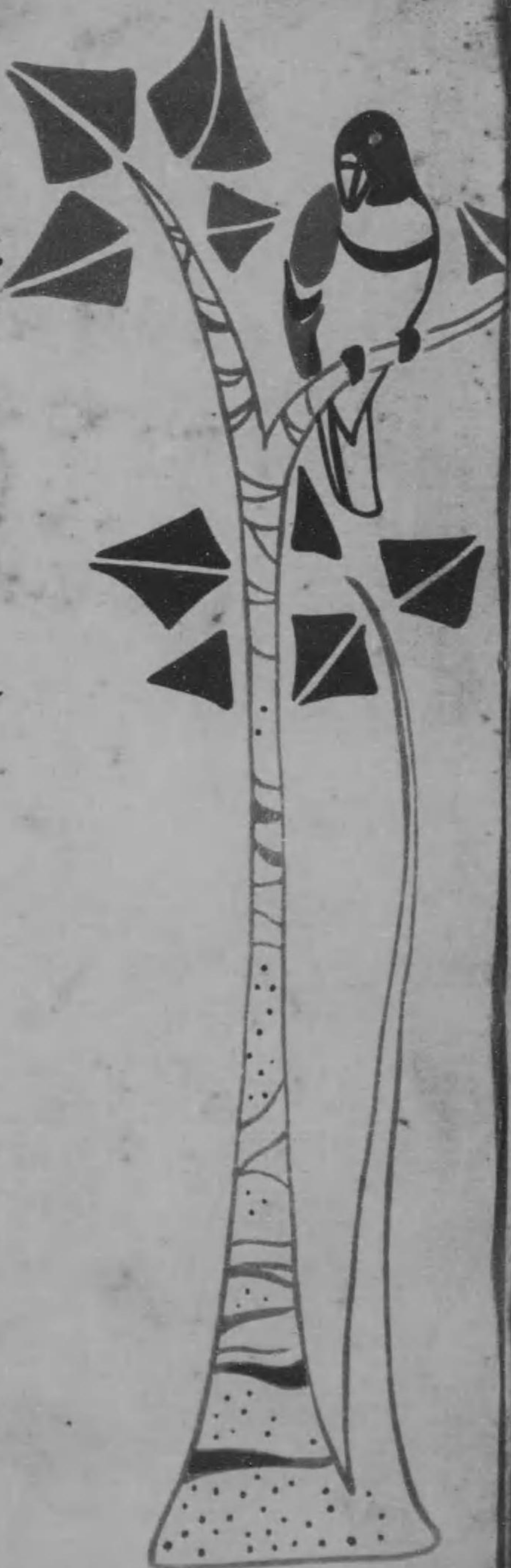
始



叢書 教訓 公民講話

男爵澁澤榮一閣下題字
文學博士中島力造先生序

日本弘道會講師
足立栗園講述



355-19~



國民教育叢書

公民講話

大正
5. 7. 24
內交

教育勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹
ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心
ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精
華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝
ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ
博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ
德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ
重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天

壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良
ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰ス
ルニ足ラン
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ
俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外
ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其德
ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

戊申詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此
相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益國交ヲ修メ
友義ヲ悖シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコトヲ期
ス願ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセム
トスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戰後日尙淺ク庶政
益更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉
產ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就
キ荒怠相誠メ自疆息マサルヘシ

抑我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成
跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠
ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局
ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇
猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威德ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾臣
民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

御名 御璽

明治四十一年十月十三日

內閣總理大臣副署



謹 而 信
汎 愛 衆

而親仁

大正丙辰六月

青淵書



序

我國物質上の進歩は、明治昭代の後を受けて、今尙ほ大に見るべきものありと雖も、精神的方面に至りては、之と併行して進まず、或點に於ては、却て退歩の狀を呈するものなきにあらざ、此の如きは、我が國家將來の進運に取りて、頗る寒心すべき所なり。

加之、世界の動亂今や其極に達し、日々の慘害實に口にすべからず、而して他日其我國に及ぼす影響の甚大なる、頗る憂慮に堪へざるものあり、思ふに歐洲交戰國に於ける平和克復期は何れの秋なるべきか、殆ど豫期すべからず、而して此間隣邦支

那との關係、新條約の締結を見て反て險惡の狀を呈し、交際漸く疎濶となれり、これ亦如何にして圓滿に恢復すべきか、更に大に憂ふべき問題とす。

此時に當り、我が邦家民人は如何の覺悟を抱くべきか、言ふまでもなく、國民大に覺醒し、よく今後の趨勢に應ずる爲め、諸種の準備を怠るべからざること是なり、而して一方に於て忠君愛國の精神を振興すると同時に、他方に於て、勤儉努力の民となり、以て富國強兵の實を擧ぐることは、現在及び將來に對して一層必要なり、乃ちよく教育勅語及び戊申詔書の聖旨を遵奉し、日夕服膺して勉めて止まざる所なかるべからず、今、此等の必要を平易通俗に説明し、所謂大聲をして俚耳に入らしめ

んとの教育的叢書出づるは、大に予が意を得たるものなり、而して國家社會に取りて大に切要なること言を待たず、希くは層一層、趣味に富み教化に切に、よく多大なる効果を奏するに至らんことを、本書成らんとするに際し、一言を予に徵せらる、乃ち所感を陳して序に代ふといふ。

大正四年七月

中島力造識

例言

一本編は立憲治下の國民として、將又自治制下の人民として、吾人が世に處し事を辨すべき要領を示し、特に公民として國家社會に對する權利義務、並に於民としての道德條項、及び之が訓言を載せ、加ふるに古來東西に於ける公民的美談逸話を録し、以て大正現代に處する青年の心得及び針路を示したるものなり。其の通俗俚耳に入り易きを主としたる爲め、覺えず卑近に失し、冗漫に流れたるを尤むること勿れ。

一本教訓叢書は主として教育勅語、戊申詔書、軍人勅諭等の御旨を奉じ、之が御趣旨を敷衍し、勉めて通俗平易の文章を以てし、依て世上青少年を教訓せんと期せしものなり、本編の如きは憲法發布當時の詔勅を始め教育勅語に宣へる「進ンテ

公益ヲ廣メ世務ヲ開キ」「博愛衆ニ及ホシ」等の御旨を承けて、之を具體的に講述したるもの也、又戊申詔書の「勤儉産ヲ治メ」「醇厚俗ヲ成シ」等と宣へ給へる御旨をも承けて、問々講述の筆を進めたり、青少年諸氏須らく此等の文字に據り、我國今日の現制度の一斑を知了すると同時に、其の處世立志上の道德を了解する所あらんことを希ふ。

一本編は孝道講話以下數篇に接続せるものなれば、實例の如きも既に前編に出したる者は可成之を略述せり、然も問々重複せる實例あらん、讀者幸に尤むること勿れ

大正五年五月

足立栗園識

教訓叢書 公民講話目次

上編 國民の責務……………(一)

第一章 立憲治下の國民……………(一)

立憲政體の由來○立憲政體の準備○帝國憲法の發布○帝國憲法の
の大要

第二章 政府と議會附政黨……………(二)

中央政府○中央行政○地方行政○帝國議會の權能○選舉法と議
會の成立○選舉と投票○政黨と選舉○法律と命令

第三章 自治制下の人民……………(二九)

自治制度の實施○公民と市町村○市參事會と町村長○郡の自治
○府縣の自治

第四章 天皇と臣民……………(三八)

天皇の御権能○皇室典範○天皇と國務大臣○宮内省○日本臣民の權利義務

第五章 國家の經濟……………(四五)

財政○歳出歳入○租税○公債○通貨と銀行

第六章 兵備と外交……………(五四)

軍備と兵役○締盟と外交○條約の締結と其改正

第七章 法律の保護……………(六〇)

法律と司法權○裁判所○刑事訴訟と民事訴訟○訴願及び行政訴訟○警察と監獄

第八章 國富と國民……………(七一)

殖産興業の必要○實業家の發奮○勤儉と利用○交通と通信

第九章 教化と衛生……………(七九)

國民教育○國民の健康

第十章 國家の膨脹と國民の地位……………(八三)

領土の擴張○一等國民の地位

第十一章 國民の理想……………(八六)

明治時代の國民○犠牲的精神の涵養○國民の共同一致○採長補短の精神○日本國民の天職

中編 公民の道德及訓言……………(九二)

第一章 正 義 訓言……………(九二)

第二章 公 平 訓言……………(九五)

第三章 信 義 訓言……………(九六)

第四章 誠實と正直 訓言……………(一〇一)

第五章 廉 耻 訓言……………(一〇五)

| | | |
|------|------------|-------|
| 第六章 | 節 操 訓言 | (一〇八) |
| 第七章 | 公 德 訓言 | (一一〇) |
| 第八章 | 公 共 心 訓言 | (一一六) |
| 第九章 | 同 情 訓言 | (一二八) |
| 第十章 | 慈 善 訓言 | (一三〇) |
| 第十一章 | 献 身 訓言 | (一三四) |
| 第十二章 | 自 尊 自 重 訓言 | (一三五) |
| 第十三章 | 進 取 訓言 | (一三八) |
| 第十四章 | 勤 勉 訓言 | (一三九) |
| 第十五章 | 儉 約 訓言 | (一四一) |
| 第十六章 | 堅 忍 訓言 | (一四三) |
| 第十七章 | 規 律 訓言 | (一四九) |
| 第十八章 | 情 誼 訓言 | (一五二) |

第十九章 信 用……………(一四四)

下編 公民美談……………(一四四)

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|-----------|-----|---------------|-----|----------|-----|---------------|-----|-------------|------|----------|------|------------|------|---------------|------|------------|------|------------|------|-------------|------|-------------|------|------------|------|---------|------|-------|------|----------|------|---------|------|-----------|------|-------|------|-----------|------|---|
| (一) | ブルタスの正義公平 | (二) | アリスタイデースの正義公平 | (三) | 司馬光の誠實 | (四) | ジローンの誠實仁慈 | (五) | モスタファ、ザリの正直 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (六) | 土耳其人某の正直 | (七) | 非人八助の正直清廉 | (八) | ハッチソンの正直 | (九) | クロンウエル孫女の信義公正 | (十) | 英國選挙上の美風 | (十一) | マコレー卿の正義 | (十二) | 會長ガチモジンの節義 | (十三) | アリスタイデースの正義廉耻 | (十四) | リンカーンの正義廉潔 | (十五) | ウエルリントンの廉潔 | (十六) | デンテータスの廉潔同情 | (十七) | イバミノングダスの廉潔 | (十八) | ファブリシユスの廉潔 | (十九) | ナビールの廉潔 | (二十) | 樂喜の廉潔 | (廿一) | 屠羊説の廉潔献身 | (廿二) | 田豫の廉潔同情 | (廿三) | 松平乗邑の廉潔正直 | (廿四) | 龜婆の廉潔 | (廿五) | 小島蕉園の廉潔公正 | (廿六) | 西 |

岡某の廉潔同情 (廿七) 田稷子の母の廉潔正義 (廿八) 土井利勝と公益 (廿九) 井戸平左衛門と公益 (三十) 奥貫友山の慈善公益 (卅一) ホワー
ド夫妻の慈善 (卅二) フライの博愛献身 (卅三) デュガンの博愛献身 (卅四) 石井潭香の自重 (卅五) 葛飾北齋の自重 (卅六) マルチン、ルー
テルの進取勇氣 (卅七) サミュエル、ドリウの堅忍勤勉 (卅八) 伊達政
宗の儉約 (卅九) 細川重賢の儉約 (四十) ポッチャーの堅忍 (四十一)
英國選舉の正義公平

叢書 教訓 公民講話目次 終

叢書 教訓 公民講話

足立栗園述

上篇 國民の責務

第一章 立憲治下の國民

吾等は今、大日本帝國といふ國家を脊負ふて立てる國民の一人として、特には直接間接に國家社會の進運を補助すべき公民の一人として存在する以上は、須らく先づ自己の性質を知り責務を辨へ、以て現在將來の爲に盡さねばならぬことであります。乃ち我國刻下の青年にありては、先づ君主立憲治下の國民たることを了解して、然る上に汝の勤勉努力の歩を進めねばならぬことであります。

○立憲政體の由來

我國は今より五十年許り以前は、今日と同じく一天萬乗の至尊を戴ける君主國でありましたけれども、殆ど七百年ばかりも、武士の權力ある者が將軍となり執權となりて、天下の政柄を握つて居りましたから、實は武家政治の國でありまして、專制君主政體の國とさへいふことも出来なかつたのであります。所が明治元年に至り、當時以前三百年間の武家たりし徳川幕府が倒れ、明治天皇が全然政權を其の御手に收め給ふこととなつたから、茲に目出たく王政は復古して純然たる君主國となつたのであります。

此の時に當り歐米の諸外國は、君主國と共和國との別はありましたけれども、多くは何れも代議政治の國でありまして、政府は國民の意見を尊重して之を探り用ひ、それが爲に國家の統一よく行はれ、從つて國勢は隆々として旭の昇る如き勢ひでありました、そこで我國にても此等先進國と伍して邦家を成して行くには、どうしても國民の一致協力といふことが必要でありましたから、叡聖文武にまします明治先帝には御位に即かせ給ふや、世界の形勢に鑑みさせ給ひ、五事を以て神明に誓ひ、

之を天下に御示しになりました。所謂五ヶ條の御誓文といふのがそれでありました。其の一箇條に「廣く會議を起し、萬機公論に決すべし」とありましたが、これを即ち我國をして、早くも立憲君主國たらしめんとの深き御聖旨であつたことを推察せらるゝのであります。

かくて維新改革の事業は年次其の歩を進め、國內の開化日に著しく、海外諸國との交通も月に其の度を増すこととなつて來ましたから、世の志ある者は一日も早く憲法を制定して議會を開かんことを望みました。されば其の間往々にして政府と民間志士との間に多少意見の衝突がありましたけれども、帝國大勢の趨く所は、終に政府をして明治十四年を以て天皇に奏請し、憲法制定、國會開設を約するの詔勅を發布せしむるに及び、次いで明治二十二年に至り憲法を發布し、翌二十三年を以て始めて國會を開くに至りたのであります。此に於て我國は始めて立憲君主國となつたのであります。

○立憲政體の準備

これより先き、明治先帝には、明治元年を以て全國諸藩の徴士貢士などといふ者をして、公議を上らしめられました。が、幾くもなく太政官に議政官を置きて諮詢の府とせられ、尋いで明治七年を以て、始めて地方官會議を興し、先づ地方の長官を召集して人民に代つて協同公議せしむと告諭せられ、既にして「漸次に國家立憲の政體を立て、汝衆庶と俱に其慶に頼らんと欲す」と勅せられて、爲に元老院を設け、立法の府とし給ひ、かくて明治十一年に至り、府縣會規則を發布して、始めて地方議會を起されたのであります。

かくて年次に政治思想國內に高まり、西洋の自由民權等の説到る處に唱へられ、終に民選議院に關する建白となり、地方議會の開かるゝや、國會開設の請願を爲すに至り、政府にても固より着々其の方針に進めることゝて、明治十四年に至り漸くにして、來る廿三年を期して帝國議會を開設せんといふに一決し、畏くも之が詔勅を下されたのであります。そこで先帝陛下には翌十五年伊藤博文に命じて憲法の草案を起稿せしめ給ひ、之を樞密院の審議に附せられ、而して後始めて其の大典を欽

定せられ、祖宗以來の國是を定め給ふたものであります。

○帝國憲法の發布

かくて大日本帝國憲法成るや、先帝陛下には明治二十二年二月十一日紀元節の佳辰を以て、神明に告げ億兆に示して之を宣布せられたのであります。其の憲法の卷首に加へられたる文字は以て我國憲法の性質と由來とを明かにすることの出来るものでありますから、左に之を掲げて聊か註釋を加へることゝしませう。

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ、朕カ祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ、現在及將來ノ臣民ニ對シ、此ノ不磨ノ大典を宣布ス。
惟フニ我カ祖我カ宗ハ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我カ帝國ヲ肇造シ、以テ無窮ニ垂レタリ、此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威徳ト並ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ、國ヲ愛シ、公ニ殉ヒ、以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ、朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ、其ノ朕カ意ヲ奉體シ、朕カ事ヲ獎順シ、相興ニ和衷協同シ、益々我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ、祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏

固ナラシムルノ希望ヲ同クシ、此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ。熟々思ふに、我が國家の成立てる起源は、他の諸外國とは趣を異にし、皇室ありて而して後人民あり、其の皇室の撫育の下に國民年次に成長したものでありますから、國民が皇室より受けたる鴻恩こそあれ、國民として皇室に要求すべき所は聊かもないのであります。唯だ皇室代々の御恩澤に報ひ奉りて聊か犬馬の勞を致したに過ぎないのであります。然るにも拘はらず、明治先帝の此の勅語を拜誦しますといふと、時勢とは言ひながら天皇陛下御自身の御欣喜としては國家の隆昌たること、共に、臣民の慶福にありと宣べさせ給ひ、更に我が皇祖皇宗は汝等臣民の祖先共が力を協せて輔翼して呉れた爲に、よく帝國を肇め以て之を無窮に傳ふることを得たのである、即ち神聖なる皇祖皇宗の御威徳と共に、代々臣民の忠實に仕へ勇武に勵きて愛國奉公の至誠を盡したことは、此の光輝ある二千五百有餘年の歴史を貽して今日あるを致せる所以である、されば汝等はその忠實勇武なる臣民の子孫として、またよく朕の意を奉じ、朕の事に順ひ、相與に心を同うし力を合せて我が帝國の光

榮を中外に宣揚することを辭さぬのであらう、朕は其の負擔を分つ力ある者と信ずと迄宣べさせ給ひ、而して之が爲に現在及び將來の臣民に對して皇祖皇宗より承けたる大權に依りて此の千歲朽ちざるの大法典を宣べ布くことであるぞと仰せられたものであります。何と畏れ多いことではありませぬが。即ち古代は天子專制の御權威であらせられたものを、此に國民に參政の權利を與へ、和衷協同して國事を進行して、國運を發展せしむるやうに取計られたものであります、此の大恩惠を被りたる明治二十二年以降の國民こそ、實に千古未曾有の光榮に浴せるものといふべきであります。これをよく辨へて我國憲法の性質を明らかめ由來を知り、以て國家社會の爲に報効する所がなければならぬのであります。

此の憲法發布式の舉行せられた當日に於ける我が國民の欣喜といふものは、實に雀躍拊舞、所謂手の舞ひ足の踏む所を知らなかつた程であつて、都會は勿論津々浦浦までも歡呼の聲に満たされたといふことであります。さうでありませう、かゝる恩惠といふものは、我國に於て空前であるのみならず、實に世界に於ても未曾有の

事であるからであります。歐米諸外國に於ては夙に憲法を布き民意を用ふるに至つたものでありますけれども、其の之を公布し得るまでには、貴族と平民との間に大なる争闘があり、一方にて壓制を行へば一方では權勢者を暗殺するといふやうな事を繰返し、かくて永い間中々の騷動を續けたものであります。諸君が英國の歴史を讀んでも佛國の歴史を繙いても、其の憲法を得て上下和衷協同するに至る迄には、實に容易ならぬ殘酷悲惨なる活劇を演じたものであつて、幾多無辜の生命は之が爲に犠牲に供せられたのであります。然るを我國は明治先帝の大御心に依つて、かく易々と此の權利を下し賜はつたのであります。如何にも感謝すべきことであります。當時重ねての詔勅に「國家統治の大權は朕が之を祖宗に承けて、之を子孫に傳ふる所なり、朕及朕が子孫は、將來此憲法の條章に循ひ、之を行ふことを怠らざるべし」と宣ひ、又更に「朕が在廷の大臣は朕が爲に此憲法を施行するの責に任すべく、朕が現在及將來の臣民は此憲法に對し、永遠に従順の義務を負ふべし」と示させ給ひ、以て上下心を合せて憲政の美果を收むべきことを訓諭せられたのは、如何にも感佩の極であります。

○帝國憲法の概要

そこで帝國憲法は如何なるものであるかといふに、全篇七章七十六條より成り、天皇統治の大權と臣民の權利義務とを二大綱領として制定せられたものであります。而して之に附隨して帝國議會の事、司法の事、會計の事、及び補則とを規定せられて居ります。

先づ天皇統治の大權に就いては、之を首章に掲げられて

大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス

と記され、我が獨特なる國體を表示して居るのであります。次に又天皇は國の元首にましまして、統治權を總攬し給ひ、憲法の條規に依りて之を行はれ、又法律を裁可し給ひ、其の公布及び執行を命せらるゝことを記して、立法、行政、司法の大權の基づく所を明かにせられて居るのであります。次に天皇は法律を執行し、臣民の幸福を増進し、又其の災厄を避くる爲に命令を發し、文武の官制を定め、官吏の任

免を行ひ、陸海軍を統帥し、戦を宣し、和を講し、條約を締結し、戒嚴を宣告することを親らせられ、又爵位勳章等の榮典を授與し、大赦、特赦、減刑及び復権を命ずる權をも有し給ふと、記されて居るあであります。

此の天皇統治の大權と共に、臣民の權利義務は規定せられて帝國憲法第二章に記されて居るのであります。即ち日本臣民は法律、命令の定むる所の資格に應じ、均しく文武官に任せられ、及び其の他の公務に就くことを得、又其の所有權を保障せられ、法律の範圍内に於て、居住、移轉、信教、言論、著作、印行、集會、結社等の自由を有し、又信書の秘密を侵されず、法律に依るのでなくては、逮捕、監禁、審問、處罰を受けず、又法律に定めたる裁判官の裁判を受くるの權を奪はるゝことなく、又規程に従ふて請願するの權をも與へられて居るのであります。

次に日本臣民は、法律の定むる所に依りて、兵役及び納税の義務を有するのであります。總て此等臣民の權利義務は、戦時や國家の事變に際しても、天皇大權の施行を妨ぐるといふことはないのであります。此の如く我國臣民は帝國憲法の制定によ

りて、始めて諸種の權利を擧得し、自由の民となつたと同時に、又之に對する義務をも負擔せねばならぬこととなつたのであります。

以上の憲法は明治二十二年明治先帝の時に制定せられたのであります。固より千載不磨の大典であります。されば大正元年七月三十一日 今上天皇陛下が踐祚

朝見の式を行はせらるゝや、勅して左の如く仰せられたのであります。
朕今萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ統治ノ大權ヲ繼承ス祖宗ノ宏謨ニ遵ヒ憲法ノ條章ニ由リ之レカ行使ヲ愆ルコト無ク以テ先帝ノ遺業ヲ失墜セサランコトヲ期ス有司須ラク先帝ニ盡シタル所ヲ以テ朕ニ事ヘ、臣民亦和衷協同シテ忠誠ヲ致スヘシ爾等克ク朕カ意ヲ體シ朕カ事ヲ獎順セヨ
かくて吾等臣民は立憲治下の國民として、今日あるを致して居るのであります。

第二章 政府と議會付政黨

○中央政府

立憲治下の國民たることを了解したる吾等は、次に立憲君主國に於ける政府は、抑々如何に組織せらるゝものなるかを知了せねばなりません。即ち均しく政府といふとも憲法發布以前の政府と、憲法施行後の政府とは大に趣を異にして居るのであります。此等を辨へ知つてこそ、始めて立憲政治の妙味を知ることが出来るのであります。

明治維新の成るや、明治先帝には萬機を總攬し給ひ、國務の執行に就いては忠直清廉にして大局に通せる大臣を擧げて之に任じ給ひました。即ち古への制度に則りて明治元年太政官を置き、二年七月神祇官及び民部、大藏、兵部、刑部、宮内、外務の七省並に彈正臺を設け、太政官には太政大臣、左右大臣、大納言、參議を任命し、各省には卿、大輔以下を任命して國務を進行せしめたのであります。其の

後歲月の加はると共に、内外の事繁劇となりましたから、そこは官制を改革し、明治十八年には太政官の諸職を廢し、新に内閣總理大臣及び外務、内務、大藏、陸軍、海軍、司法、文部、農商務、遞信の十大臣を置き、以て内閣を組織し、之を國務大臣と稱して各々其の責に任せしめました。此の内閣といふのが即ち國務大臣が會議して、御前に事を奏する所であつて、國務大臣は各々其の省の事を掌り、内閣總理大臣は専ら内外の要務を轄べ、旨を承けて行政各部の統一を保つこととなつたのであります。之が我國に於ける内閣組織の最初であつて、日本帝國の政府は今尚ほ此の制を承け繼いで居るのであります。かくて明治二十二年帝國憲法の發布せらるゝや、其の第四章に於て國務大臣及び樞密顧問の事を規定し、國務各大臣は天皇を輔弼し、其の責に任ず、凡て法律勅令其他國務に關る詔勅は國務大臣の副署を要すと記され、茲に國務を執行せる責任は、天皇にあらすして、全く國務大臣に存し、其の大臣の任免のみは君主の大權に屬することとなつたのであります。

此の國務大臣の規定と共に憲法に定められたる樞密顧問といふのは、天皇至高の

顧問として、天皇の諮詢に應へ奉り、重要な國務を審議する任を有して居るのであります。然し樞密顧問官は自ら議案を發すといふ權利はないのであります。要するに中央政府は古へに所謂朝廷であつて、今の内閣總理大臣は當時の關白太政大臣に類して居るのであります。而して總理大臣は内閣にあつて政治を施行する責任を有して居るのでありますから、其の權力は關白太政大臣にも勝つて居るのであります。又各省大臣は天皇を輔弼する職分を有して居るのであるから、各自に異なる政策を有することを得ず、何れも皆一定の方針の下に輔弼の任を盡さねばならぬのであります。そこで其の方針に就いて合議するのであるから、從て連帶の責任を有するのであります。其の責任とは言ふまでもなく、上は天皇に對し奉り、下は人民に對して責任を負ふのであつて、即ち國務大臣として國家に對する責任を有して居るに外ならぬのであります。

○中央行政

さて中央政府といふは、前に述べた如く我が國家行政の最高府でありまして、公

共の安寧秩序を保ち、臣民の幸福を増さんが爲に、大權及び法律を施す 勵をす所の官衙であります。然らば今日取扱ふ行政の事務は、如何に分れて居るかといふに、即ち左の五種に大別されて居るのであります。

- (一) 外務行政 外國に關する行政であつて、外務大臣、公使、領事などによりて行はるゝ事務をいひます。
- (二) 内務行政 秩序を保ち公益を進むる爲に、警察、教育、衛生、交通、農工商等に關する事や、人の身分に關する戶籍の事などを取扱ふ事務をいひます。
- (三) 軍事行政 軍隊に關することを掌り、又は軍艦、砲臺其の他軍事上の建物に關する事務をいひます。
- (四) 財務行政 歳出入の整理より租稅、國債、貨幣、銀行等に關する國家の事務をいひます。
- (五) 司法行政 裁判以外の裁判所の事務や、監獄、恩赦、復權等に關する事務をいひます。

以上の五大行政を取扱ふ爲に設けられたる官衙が、即ち内閣及び各省の中央政府であつて、内閣は言ふまでもなく總理大臣が行政全部に對して命令を發する所、之を閣令といひ、各省は宮内省を除ける内務、外務、陸軍、海軍、大藏、司法、文部、農商務、逓信の九省であつて、各省大臣が行政各部の事務を分ちて、之を掌つて居るのであります。即ち中央行政は國家に直接の關係ある政治を行ふこととあります。

○地方行政

中央行政に對して地方行政といふのがあります。地方行政とは中央政府の命を受けたる地方官廳が、各地の事情に應じて行政事務を取扱ふ謂であります。之は政務の敏滑を圖る爲に政府が便宜上、地方官廳を設けて之に其の事務を委託するのであります。其の官廳には道廳あり、府縣廳あり、皆法律命令に従ふて、各自轄ふる所の管内の行政事務を掌るのであります。そこで、其れ等地方官廳の監督の下に郡役所、島廳、市役所、區役所、町村役場等があります。此れ等は皆法律命令に従ふて管内の行政を分ち轄べて居るのであります。現今の地方官廳の主要なる

者は左の如くであります。

- (一) 朝鮮總督府 新領土朝鮮一圓の特別行政府であつて、陸海軍大將を以て總督とし、其の下に政務長官を置いてあります。其の下に十三道廳が設けられて、それ／＼長官以下が置かれて居ります。
- (二) 臺灣總督府 臺灣及び澎湖列島を管轄する特別行政府であつて、陸海軍大將を以て總督とし、其の下に民政長官を置いてあります。其の治下に二十廳が設けられて居ります。

- (三) 關東都督府 滿洲なる關東洲の鐵道其の他を管轄する特別行政府であつて、陸海軍大將を以て總督とし、其の下に關東都督民政長官を置かれてあります。
- (四) 北海道廳 (五) 樺太廳には何れも長官内務部長あり、(六) 各府縣には知事あり内務部長あり、東京府に限り警視廳を置き、内務大臣の指揮を受けて警視總監が府内の警察事務を取扱ふて居ります。(七) 郡役所は各府縣にありて、其の長たる郡長が知事の指揮を受けて郡内の政治を取扱ふて居ります。

○帝國議會の權能

さて國務を執行する内閣が、其の行政上第一に必要な所の國家の歳入を毎年豫算を立て、之を提出して是非協賛を経ねばならぬのは帝國議會であります。其の帝國議會は帝國憲法の發布と共に、其の權限が定まつたものでありまして、明治二十三年十一月を以て始めて開設せられ、毎年一度開會せらるゝことゝなつたものであります、其の第一回の帝國議會へは明治天皇親ら百官臣僚を率ゐて貴族院に臨御あらせられ、そこへ貴族院議員及び衆議院議員を召されて開會の勅語を下し賜はつたのであります。其の勅語は左の如くでありました。

朕即位以來二十年の經始する所、内治諸般の制度粗々其綱領を擧げたり、庶幾くは皇祖皇宗の遺徳に倚り、卿等と俱に前を繼ぎ、後を啓き、憲法の美果を收め、以て將來に益々我が帝國の光烈と我が臣民の忠良にして勇進なる氣性とをして、中外に表明ならしむることを得ん。

實に大努力と大抱負の下に此の國憲制定を見たのであります。

即ち帝國憲法は明治維新以後二十餘年にして漸く發布せられ、國民の大希望を満す所の帝國議會は茲に目出たく開會せらるゝに至つたのであります。皆これ明治先帝の賜ものであります。

さて帝國議會は、貴族院と衆議院との兩院より成り、其の權能は帝國憲法第三章に規定せられた通り、總て二十二ヶ條より成つて居るのであります。即ち貴族院は貴族院令の定むる所に依り、皇族、華族及び勅任せられたる議員を以て組織せられ衆議院は、選舉法の定むる所に依り、國民より公選せられた所の議員を以て組織せられるのであります。

所で帝國議會の成立せる以上、政府の施行する法律は皆帝國議會の協賛を経ねばならぬのであります。即ち貴衆兩院は政府より提出する所の法律案を議決する權を有し、又兩院自ら法律案を提出する權を有して居るのであります。又貴衆兩院は天皇に上奏したり、臣民の請願書を受くるの權をも有して居ります。且つ兩院は、質問や建議等を以て間接に政府の行政を監視するの任をも有して居るのであります。

特に議會は政府の財政を監督するの權を有し、國家の歳出、歳入は政府に於て毎年豫算を立て、之を提出すれば、之が可否を議するのであります。且や此の豫算は先づ衆議院の方に提出せねばならぬ、それは衆議院は主として納税の義務を負へる國民の代表者が議員となつて組織して居るからであります。これ即ち國民が參政の權利を有して居る憲法の精神を示したものと云ふべきであります。

さて此の豫算は帝國議會の議案中に於ける最も重要なものでありますから、最も慎重公平に審議せらるべきものであります。而して政府にあつては、國家財政の標準を示し、それによつて政治を施行すべき方針を立つるのでありますから、極めて重大なるものであります。そこで議會に於て之に協賛を興ふればよし、然らざれば或は議會を解散して新に衆議院議員を選出し、再び之を審議せしめて其の可否を輿論に問ふこともあり。或は内閣が更迭して他の國務大臣を出し、新に豫算案を提出することもあります。こゝが即ち立憲政治の特色でありまして、須らく其の運用を誤らぬやうに慎まねばならぬ所であります。

然らば、貴衆兩院は、如何なる順序手續によつて組織せらるゝかといふに、貴族院の方は、二十歳以上なる皇族の男子、二十五歳以上なる公爵、侯爵の華族の男子は何人でも直ちに貴族院議員たるべき規定であるから、時の皇太子も議席を貴族院に有せらるゝことがあるのであります。此の餘は伯爵、子爵、男爵の同爵者に依りて選舉せられたる議員と、各府縣の地主中、最も多くの租税を納むる者十五人の中より一人を互選した者と、並に學識勳功により勅命を以て任せられたる議員とによりて貴族院は成立し、其の數三百餘人に達して居るのであります。次に衆議院の方は議員の數三百九十一人あつて、其の選舉せらるゝ資格は、年齢三十歳以上の男子なれば、何人も選舉せられ得るのであります。此の議員を選舉するには、滿一年間十圓の租税を納めた所の二十五歳以上の男子でなければならぬのであります。

要するに帝國議會は國民の輿論を表明する機關であつて、議員が政府の政策を可なりとすれば、政府の提出せる豫算をも否決することを得、又國務大臣の人となるを非とし、國政を託するに足らずとすれば、之を上奏することも得るのであります。

す。而して政府は之を辯明して其の力及ばざれば遂に其の意に従ふのでありますから、此處が即ち國民自身の議會であつて、國民自ら國政に參與して居ると同じことになるのであります。

○選舉法と議會の成立

尙ほ國家立法の府ともいふべき帝國議會の議員を選出する法律を略説すれば、衆議院議員を選挙する權も選挙せらるゝ權も共に有して居らぬのが、即ち身代限の處分を受けて借財の辨償を終へざる者、禁治産者として産業を治むることを禁止せられたる者、禁錮以上の刑の宣告を受けて居る者、公權を剝奪せられ、或は停止中の者、又は華族の戸主、陸海軍人の現役、或は召集中の者、官立、公立、私立學校の學生生徒などであります。又選挙權はあつても、被選挙權を有することの出來ぬものは、即ち神官、神職、僧侶其の他諸宗の教師、小學教員、又政府の爲に請負を爲す者、選挙事務に關係ある官吏、吏員、宮内官、判事、行政裁判所長、同評定官、會計検査官、收税官吏、警察官吏等であつて、之は人に選挙せらるゝことを得ぬので

あります。

さて帝國議會は前に述ぶる如く、貴衆兩議院より成立ち、其の議員は、それらの資格によつて選ばれ、毎年召集せられて、三ヶ月間開會せられるのであります、或は必要の場合には勅命を以て延期せらるゝこともありす。又臨時議會を召集せらるゝこともありす、兩議院とも何れも各總議員の三分一以上出席した上でなくては議事を開き議決を爲すことが出來ませぬ。又衆議院の解散せられた時には、貴族院は同時に停會せられ、勅命を以て更に衆議院議員を選挙せしめ、解散の日より五ヶ月以内に召集せられるのであります。

○選舉と投票

帝國議會は前段述ぶる如くに國民の意思を代表したる議員によりて衆議院を組織せられ、一國の政治を左右し得るのでありますから、之を昔時の專制政治に比して優れることは言を待たぬ所でありす。即ち吾等國民は實に祖先の夢にも想はざりし多大の權利を得て、立憲政治の恩澤に浴することゝなつたものであります。され

ば吾等國民は其の鴻恩を感謝して、憲法によりて負ふ所の義務を盡すのみでなく、又之に依りて得たる權利を守る所がなくてはなりません。其の權利とは長くも先帝陛下が國民の道徳を發達せしめ、其の幸福を増し、國民としての國事を負擔せしめん爲に、特に分ち授けられたるものでありますれば、よく之を了解して其の本分を盡さねばなりません。即ち選舉權の神聖を重んじて、眞に國民を代表するに足るべき有爲有徳の人物を選出し、以て日本帝國の福利を増進することを期さねばならぬのであります。

そこで一國の選良にもかはるゝ代議士を選舉するには、最も公平にして、他の威力や壓迫に依て其の自由を妨ぐることの出来ない無記名投票法といふのを用ひてあります。それは選舉者が己が選出せんとする議員の名のみを投票用紙に記して自分の名を記さぬ法であります。即ち二十五歳以上の男子にして選舉權を有する者は、一人の代表者を立法院に送ることを得るのでありますから、己が信する最良の議員を投票し、決して棄權などをしてはならぬことでもあります。

○政黨と選舉

次に議員選舉と同時に國民の記憶して置かねばならぬのは政黨の由來であります。元來、立憲制下の國民は、自由と獨立とを認められ、國家を我物として見るに至つたのでありますから、自然其の國の政治に就いて一種の見解を抱くのであります。加之我國にありては、立憲政治の行はるゝ以前に於て、夙に國會の開設せられんことを望み、民選議院の建白などをして、人民漸く政治上に意を注ぐに至りました。遂に全國の有志者相會して黨派を組織し、以て國會開設の日を待つに至りました。自由黨といひ、改進黨といふ如きがそれでありました。

かくて愈々立憲政治の開かるゝや、政府は始め政黨政派に關係なき超然内閣によつて組織せらるゝこともありました。後には政治上、一種の意見を有し主義を立つる黨派によりて組織せらるゝ外なき趨勢となり、終に今日にては議會の多數を制する政黨が内閣を組織し、若し議會の多數を失ふ時には辭職するといふ歐米諸國の風習に倣ふに至り、特に我國は諸事英國風に倣ふ所より、内閣組織の事も自然に英國

風となりて、全く政黨の力に頼ることゝなつたのであります。されば今日にては、我國の政黨は數派に分れ、立憲同志會、立憲政友會、立憲國民黨、中正會、無所屬團となつて居りますが就中、同志會多數を占め、之に中正會加はり、其の多數の力を以て内閣を組織し、以て今日あるを致して居るのであります。

○法律と命令

さて法律の制定や改定や或は之を廢止することは、政府に於て帝國議會の協賛を経ねばならぬのでありますが、命令といふは、多くは政府の行政に關して發するものでありますから、議會の協賛を経ずして法律と均しき効力を有して居るのであります。其の命令の中、天皇の裁可に依るものを勅令といひ、内閣總理大臣又は各大臣の職權若くは特別の委任によつて發布するものを閣令、省令といひます。されど此の命令を以て法律を變更することは、固より出來ないのであります。

然し緊急勅令といふのがあつて、之は法律を廢止したり又變更する効力を有するのであります。それは緊急を要する場合に限り、天皇によつて法律に代るべき勅令

を發し給ふからであります。されど此の緊急勅令といへども、次期の議會の承諾を経ねばならぬのであつて、若し承諾せぬときには、爾後其の効力を失ふのであります。

一體、法律といひ命令といふは、國家を統治するに重要なものであつて、其の法律や命令が完全に正當なるものであれば、其の國家は進歩した社會といふことが出来るのであります。半開、未開の社會には決して完全なる國家の法律命令といふものはありません。そこで今日にては法律命令によりて統治せらるゝ國家を稱して之を法治國といふて居るのであります。

我國にあつても、上古は慣習を以て多く事を行ひ、所謂不文法でありましたが、支那と交通するに當り、唐朝の制度を參酌し、之に倣ふて律令を定めました。大寶令などゝいふのがそれでありました。かくて又武家政治の代となりては、多くは慣例を主として各種の法度を立て、徳川幕府の時には公家法度、武家法度、社寺法度などゝいふを定められました。明治維新以降、文運の進歩と外國との關係上、帝國

法典を完成せねばならぬこととなり、政府にては、夙に法典の編纂を命じ、明治三年に及んで、新律綱領を頒布し、又太政官に制度取調局を置き、尋て明治八年には民法編纂委員を任命し、明治十三年には刑法、治罪法を發布し、爾後數回の改正を加へ、我國固有の慣習を參酌して、漸く現行の法典を布かるゝに至つたのであります。其の法典といふは民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法がそれであり、法律といふは此等の法典と尙他に單獨に施行せらるゝ法律とを總稱するのであります。

要するに、法律は國家の意思を示せるものであれば、國家の一員たる國民は、必ず之を遵奉せねばならぬのであります、特に今日にては法律は帝國議會の協賛を経て發布せらるゝものであるから、國民は自己の承認せるものとして、之を守らねばならぬ、勿論幾分法律中には自己に不便のものもあるも、それは總ての人民を平等一様に保護せんとする趣意に出でたるものなれば、曲げて之に従はねばならぬのであります。而して吾等は此等法律によりて權利を保護せられ、他人の侵害を防ぎ得る

のでありますから、一層其の法文に遵はねばならぬのであります。

第三章 自治制下の人民

○自治制度の實施

自治といふことは、自ら治むるの謂であります。古來人民は國主の爲に善く治めらるゝものでありましたが、同時に自ら治むるといふことをも多少勉めたものであります。即ち徳川幕府の時代にあつては、名主、五人組などの制度の下に、各地郷村が一致團結して利害を講じ休戚を分かち、所謂隣保郷黨相扶けて國法を守ることが勿論、一郷一村の風俗を正し、産業を盛んにし、貯蓄を奨励し、儉約を實行し、それによりて道路を開き、橋梁を架し、水利を通じ、鰥寡孤獨の者を憐み、天災地變に罹れる者を救助などしたのであります。醇厚の風俗は之が爲に久しく各地に維持せられて居りました。

然るに明治維新の變革後、我が國民は立憲政體の基礎を据えんとして、之が爲に

有志者大に國事に奔走しましたが、地方人民は此等の運動風潮に捲込まれ、從來の地方自治といふことは、寧ろ之を等閑に附し、昔時に比べて稍々退歩の状を呈しました。そこで明治先帝には、此の状態を憐はし給ひ、地方には新なる自治の制度を布き、曾て不文の裡に行はれて居つた古來の美風を振起せしめんとて、明治十一年始めて郡區町村編制法を發布し給ひ、明治二十一年に及び、左の詔を下して市町村制を公布せられました。

朕地方共同ノ利益ヲ發達セシメ、衆庶臣民ノ幸福ヲ増進スルコトヲ欲シ、隣保團結ノ舊慣ヲ存重シテ、益々之ヲ擴張シ、更ニ法律ヲ以テ、都市及町村ノ權義ヲ保護スルノ必要ヲ認ム

かくて後我國の市町村は府縣郡の監督の下に、自治體を成すに至つたのであります。

そこで市町村の住民は、此の時より、市町村制の定むる所に依り、公共の營造物や、市町村所有の財産を共有する權利を有つこととなりましたが、其の代りには、

又市町村の經費を負擔する所の義務あるに至つたのであります。即ち市町村の自治政は、市にあつては市參事會及び市會にて掌り、町村にあつては、町村長及び町村會が之を掌るのであります。市會は其の市内に施さるゝ所の規則、町村會は其の町村内に施さるゝ規則を定むる所の權を有して居るのであります。

此の市會及び町村會は、何れも選舉せられたる議員によつて成り立ち、市會議員は市の人口の多寡によつて、三十人以上六十人以下の範圍で、三級に分れたる公民が、選舉によつて、其處の公民より各級を代表させる爲に、之を選出したものであります。又町村會議員は、八人以上三十人以下の範圍で、二級に分れたる公民が選舉によつて、其の町村内の公民より各級を代表させる爲に選出したものであります。而してこれ等の市町村會議員が、市町村會を開いて、市町村自治の權限内に屬する一切の事を議決し、並に其の執行を監督するのであります。今日にては我國の本土には、東京市以下市長を置きたる市が七十三ヶ所あり、町村が合計一萬二千三百餘個所もあつて、皆自治制を實施して居るのであります。

○公民と市町村

所で市町村は、市町村民全體の當然支配し負擔すべきものでありますけれども、今日にては未だ一般民人に之を托する迄に立到つて居らぬのであります。即ち住民を分つて公民と普通住民とし、其の公民となるには、公權があつて、治産の禁即ち親より勸當を受けず、一戸を構へたる二十五歳以上の男子であつて、而も二年以來市町村の住民となつて、其の市町村の經費を負擔し、即ち其の市町村内にて地租を納めるか、若くは直接國稅を年額二圓以上納めるものに限られて居るのであります、此の公民の資格ある者は、其の住居する所の市町村内の選舉に參與し、又其の名譽職に選舉せらるゝ權利と義務とを有するのであります。

此の如く市町村は、市町村住民の中より資格を定められたる公民によつて支配せられて居るのであつて、公民は即ち市町村を自ら治むる者となつて居るのであります。されば今日の場合、吾人は須らく奮勵して其の資格を作るやうにせねばならぬのであります。

さて又市町村は、自治制を行ふ所の一體であるから、之を維持する爲に、一定の不動産或は積立金穀を基本財産とし、同時に公共の所有物や營造物の使用料並に手数料等を徴收し、其の他法律によつて定められたる市町村に屬する收入等を集め此の金員を以て其の行政上に必要なる支出やら、法律命令によつて賦課せらるゝ所の支出に充てるのであります。然し若し其れ等の徴收金員にて支出を爲し得ぬ場合には、國稅、府縣稅の附加稅とか特別稅なる名目によつて、市町村稅として、之を住民より徴收するのであります。

尙ほ市町村に於て天災地變などのあつた節に、止むを得ない所の入費を要する場合とか、或は又永久の利益となるべき事柄の爲に一時入費を要する時に當り、住民が一時に其の費用を支拂ふことが出来ない場合には、乃ち内務大臣、大藏大臣の許可を得て、公債を募ることが出来るのであります。然しかゝる行政には、市は内務大臣や府縣知事の監督を受け、町村は其の外に尙ほ郡長の監督を受け、時には市は府縣參事會、町村は府縣參事會や郡參事會が參與することもあるのであります。

○市参事會と町村長

市町村會の性質を知つた上は、更に之が議決を執行する所の市参事會と町村長の事を知らねばなりません。恰も帝國議會の性質を知つたならば、之が行政府たる政府の事を知らねばならぬと同様であります。さて市町村會にて決議した所を執行するものは、市にては市参事會であつて、町村にては町村長とあります。即ち市参事會には、市長、助役、名譽職、市参事會員があつて、其の任に當り、町村長の下には、助役があつて、行政事務を補助して居るのであります。

所で市長を定めるには、其の市會に於て之を公選し、其の候補者三人を出し、内務省に申達すれば、内務大臣は其の三名候補者の中より、最も適當なりと認むる一人を選びて之を天皇陛下に上奏し、之が裁可を経て、始めて市長として推戴するのであります。次に市の助役とか名譽職たる市参事會員は、市會にて之を選挙するのであります。

又町村會の議決した所を實行する町村長を定めるには、其の町村公民の中に

て、三十歳であつて選舉權を有する者より町村會が之を選挙するのであります。

○郡の自治

市町村の自治と共に、現今にては道府縣郡にも自治制が行はれて居ります。此の道府縣郡の自治體は市町村の如くに完全なるものでありませぬけれども、明治十一年市町村制の公布と同時に、道府縣郡にあつても、何れも公選に由りて成立する地方議會を有し、其の地方費の歳出入豫算を議決し、決算を審査するの權能を有し、法律、勅令の範圍内に於て、一種の自治體を成して居るのであります。

そこで郡の自治でいへば、郡は官府の監督を受けて法律命令の範圍で、公共事務や郡に屬する事務を取扱ふのでありますから、其の行政は、郡會と郡参事會と郡長とによつて取扱はれるのであります。即ち(一)郡會の議員は十五人以上三十人以下の範圍に於て、郡内の町村團體より選舉せらるゝのであつて、其の資格は郡内の町村公民であつて、町村會議員を選挙する權を有し、且つ其の郡内に在て、一年以來直接國稅年額五圓以上を納むる者に限つて居ります。又之を選挙する人の資格は、

郡内の町村公民であつて、町村會議員を選挙する権を有し、且つ郡内にあつて、一年以來直接國稅年額三圓以上を納むる者に限られて居るのであります。次に(二)郡參事會は、郡長と、郡會議員中より選ばれたる所の名譽職參事會員五名とを以て組織せらるゝのであつて、郡長を議長として、其の郡内に於ける政治を議するのであります。(三)郡長は中央行政の一官衙の長であつて、元來は郡自治體の機關ではないけれども、其の職責が郡を統轄し、郡を代表して其の郡内の行政を扱ふ者ゆゑに、従つて郡を代表して行政の權を有し、郡自治體の機關ともなるのであります。かく郡は一の自治體であるから、積立金穀を設け、營造物や公共財産の使用料、手数料を徴收して、其の支出額が若しそれ等の費用にて足らぬ時には、郡内の各町村に割り當て、直接國稅、府縣稅の徵收稅に應じて、其の賦課する金額を定めるのであります。すべて郡の行政といふは、内務大臣と府縣知事との監督を受けねばならぬのであります。

○府縣の自治

前に述べたる市町村とか或は郡とかの上位に位置する自治體は、府縣であつて、其の府縣といふのは、郡市を合せたるものより成る所の最上の地方自治體であります。從來府縣といふものは、知事が其の職權を行ふ所の區域でありましたけれども、府縣制が實施せられて後は、地方自治體となつたのであります。

今日では、府縣の自治體は、府縣會と、府縣參事會と知事とによつて取扱はれるのであつて、即ち(一)府縣會議員は府縣内の郡市より選挙し、府縣内の市町村公民であつて、且つ其の府縣内に在て、一年以來直接國稅年額十圓以上を納むる者に限つて居ります、而して之を選挙する者は、府縣内の市町村公民であつて、且つ其の府縣内にあつて、一年以來直接國稅年額三圓以上を納むる資格を要するのであります。(三)府縣參事會は知事、府縣高等官二名、名譽職府縣會參事會員より成つて居るのであつて、其の參事會員といふは、府縣會にて議員中より之を選挙するのであります。即ち府は八名縣は六名を限りとするのであります。此の府縣參事會といふのも府縣會と同じく、何れも府縣の政治を議するものであつて、即ち府縣を代表し

て、行政を執行ふものであります、(三) 知事は中央行政の一地方長官でありますけれども、同時に府縣自治の執行者であつて、府縣を統轄し、府縣を代表して府縣自治の政治を行ふものであります。即ち知事の職務は郡長の職務の稍々大なるものであります。

以上の府縣自治の財政も、是亦積立金穀や營造物、若くは公共財産の使用料、手数料を徴收し、又府縣内の住民に府縣税を賦課し、それ等の収入を以て、其の自治の支出費を辨して居るのであります。又必要によつては、府縣會の議決を経て、内務大臣及び大藏大臣の許可を得て、府縣債を起すことを得るのであります。總じて此の府縣行政は内務大臣の監督する所であります。

第四章 天皇と臣民

○天皇の御權能

立憲君主政下の國民たる吾等は、古人に比して一層よく皇室の事を辨へて、忠君

の旨を體せねばならぬのであります。即ち我が國體が世界萬國に比べて獨特であることは勿論、更に憲法によつて確定せられたる君臣の關係といふものを明かにせねばならぬのであります。そこで第一に天皇の御權能を知了する必要があるとす。抑々我國の皇位が萬世一系であつて、過去數千年の久しきを経、尙且つ寶祚無窮であつて幾千萬年に亘るべきことは、嘗て忠勇講話の卷に於て十分に説明した通りであります、されば今更之を繰返すことをしませぬが、これ畢竟世界に類なき特殊の國體であつて、而も所謂家族制度の上に邦を成して居る爲であります、即ち一方に於て君臣の分嚴として定まると同時に、一方に於ては、君の臣を視給ふこと赤子の如く、臣の君を視奉ること、恰も父母の如き關係を成して居る所より、君臣の關係自ら親密にして而も秩序紊れずよく今日あるを致したのであります、ツマリ皇位は我國を統治する主權の宿る所でありますから、天日嗣の高御座は、我國民が永遠に崇め尊んで行かねばならぬ所であります。

○皇室典範

されば憲法の制定と同時に御發布になりたる皇室典範に據るに、天皇は祖宗の皇統であつて、男系の男子が之を繼承せらるることゝ定まり、又皇位は之を皇長子に傳へられ、皇長子おはさぬ時には、皇次子及び其の子孫に傳へらるゝことゝなつて居ります。又成年に達せられない御方が踐祚せられた場合には、皇族中より攝政を置かれることゝ定められました。尤も天皇及び皇太子、皇太孫は、滿十八年を以て成年と定められて居るのであります。尙ほ其の他に特別の場合に於ける處置も皆皇室典範の中に定められて居るのであります。

之を要するに皇室典範は第一章に皇位繼承、第二章に踐祚即位、第三章に成年立后立太子、第四章に敬稱、第五章に攝政、第六章に太傅、第七章に皇族、第八章に世傳第料、第九章に皇室經費、第十章に皇室訴訟及懲戒、第十一章に皇族會議、第十二章に補則を定められて總て十二章より成り、尙ほ後に増補せられました。畢竟我が大日本帝國は萬世一系の天皇之を統治し給ふのであつて、言ふ換へれば統治の主體は固より皇位に存して居るのでありますから、其の皇位に在す人を天皇と稱

するのであつて、皇室典範は此の皇位を繼承せらるゝ大法を定められたものであります。そこで明治二十二年二月十一日此の大法の裁定せらるゝや、左の勅を下し賜ふたのであります。

天佑を享有したる我が日本帝國の寶祚は、萬世一系、歷代繼承し、以て朕が躬に至る、惟ふに祖宗肇國の初、大憲一たひ定まり、昭なること日星の如し、今の時に當り、宜く遺訓を明徴にし、皇家の成典を制定し、以て丕基を永遠に鞏固にすべし、茲に樞密顧問の諮詢を経、皇室典範を裁定し、朕が後嗣及び子孫をして遵守する所あらしむ。

之にて我が皇室の御事の、茲に成文となつて確定せられたる旨趣を審かにすることが出来るのであります。

○天皇と國務大臣

更に帝國憲法の文字を味へて、始めてよく天皇の御地位を知り、併せて國務大臣の責任を了解することが出来るのであります。即ち憲法第三條に「天皇は神聖にし

て侵すべからず」と記されており、同じく第五十五條に至て「國務大臣は天皇を補弼し、其責に任ず、凡そ法律勅令其他國務に關する詔勅は、國務大臣の副署を要すと記されてあります。此の二ヶ條を對照して考へて見るときには、天皇は一國の元首として君臨し給ふけれども親ら政治を行ひ給ふものではない、又神聖にして侵すべからざるものであるから、國政の善悪は他の責に任ずるものがなくてはならぬ。そこで國務大臣なる者があつて、天皇に代つて政治を行ふと共に一切の責に任ずるのであります。即ち國政の善悪は國務大臣の責任でありますから、従つて國務大臣は天皇の下し給ふ詔勅に副署を爲し、始めて天下に行はるゝことゝなるのであつて、國務大臣の地位なる者は實に重要となるのであります。されば一國の政治は一に大臣の奏請し奉承するに基くものであつて、天皇は此の大臣を任免する大權を有し給ふけれども、一切の詔勅も大臣の副署を要するのであつて、一日も大臣なしに居ることは出來ないのであります。要するに國務大臣は天皇を補弼するのであるから、名を聖旨又は詔勅に托して其の責を逃るゝことは出來ない、一に天皇の徳を彰し奉

り、政治の過失は自ら其の責に當らねばならぬのであります。

○宮内省

國務大臣の外に、我國には宮内大臣、内大臣があります、此の二大臣は其の掌れる所が皇室の内事であつて、國務に關係して居らぬ故に、之を國務大臣とはいはず、従つて又内閣にも列せぬものであります。即ち宮内大臣は天皇を輔佐して皇室百般の事務を處理し、併せて皇室の藩屏ともいふべき華族を監督して居るのであります。又内大臣は之と異なつて常に天皇に侍り仕へて輔弼の任に當り、御璽、國璽を受持ちて奉藏し、又詔書、勅書等の宮廷の文書に關する事務を掌つて居るのであります。又内大臣の外に常に天皇の御側に侍して、日常の庶務を處理する侍從長次下の官職があります。

此の如く宮中の事は全く行政上の事とは別種でありまして、之を混淆してはならぬのであります、即ち政治の變動によつて累を君主に及ぼすことがあつては、所謂憲法第三條なる「天皇は神聖にして侵すべからず」といふ明文に悖ることゝなるの

であります。そこで天皇は一方に於て國の元首として政治を視給ふと同時に、他の一方に於ては、政治に關係せぬ宮中の事をも統べさせ給ふことゝなつて居るのであります。而して宮内の事は別に一省を置き、省中に御料局、爵位局、主獵局など、いふ區別があつて、それらに分擔して一切の事務を處辨して居るのであります。

○日本臣民の權利義務

吾々日本國民が天皇に對し奉りて、自己を呼ぶときには、即ち臣民といふのであります。即ち俗にいへば陛下の家來といふ意であります。されば日本臣民は何處何處までも、天皇の主權に服従すべきものであつて、天皇の御命令には寸毫も違ふてはならぬのであります。言ひ換へると、天皇は統治の主權者であつて、臣民は之に統治せらるゝ服従者でなければならぬのであります。

そこで日本憲法第十八條の法文に據ると、日本臣民なるの要件は、法律の定むる所に依ると規定せられて居つて、日本の臣民となるに必要なる資格は、國籍法によつて規定せらるゝのであります。即ち日本國に生れて親族上の關係を日本人に有す

る者は、日本臣民であつて若し一旦日本臣民たるの分限を失つても、復籍したならば、日本臣民となり、又外國人であつても、一旦歸化をすれば、日本臣民たるの分限を得るとしてあるのであります。これ等の日本臣民たる分限のある者は、何處何處までも我國の主權に服従せねばならぬのであります。

第五章 國家の經濟

○財政

吾等國民は一家の經濟を知るのみならず、國家、府縣郡市町村等の團體の經濟を知らねばなりません。此の經濟を財政といふのであります。即ち財政といふとも、一個人の經濟と同じく、成るべく費用を少くして、成るべく多くの効果を擧げ、國

家社會の安寧幸福を増進したいと思ふことは、同一であります。

其の財政に就きて、中央政府を始め、府縣郡市町村等が公共の爲に支出する費用を經費といひます。其の經費を一年毎に計算するのを歳出といふのであります。又其の經費には、經常費と臨時費との區別があつて、經常費の分は官吏の俸給の如きものをいひ、臨時費といふのは、建築費とか天災等の爲に生ずる費用をいひます。無論此の經費は人民一般より徴收するのであつて、之を收入といふのであります。又一には歳入とまいひます、之は一年を一斯として計算する爲にかくいふのであります。

さて又其の收入を分つて通例には通常收入と臨時收入とに分ちますが、通常收入の内、最も重きを爲すは租税であります、其の租税に區別あることは前條に述べた通りであつて、之を直税、間税と區別することもあります、即ち直税は地租、所得税の如きもの、間税は煙草税、酒税、砂糖税の如きをいふのであります。尙ほ地租所得税の外に、營業税といひ、消費税といひ、關稅即ち外國へ物品を輸出し、又

外國より物品を輸入した際に税金を課するのであります。

○歳出 歳入

さて國家を組織するは一家を成すが如く、先づ一年の會計を能く立て、支出入を明かにする所がなくてはなりません、之を歳出歳入といふのであります。即ち國家には、之が存立を全うせしむる爲に、將又國內を統治し國運を發展せしむる爲に、必要なる經費を支出せねばなりません、語を換へていへば、第一に皇室費を供し奉り、軍隊を養ひ官吏を任命し、運輸交通通信を便にし、國民を教育し、罪人を懲戒し、又外國とも交際する等、其の費用は莫大の額に上るのであります。之が爲に政府は毎年、翌年度の歳出歳入の豫算を編成し、之を帝國議會に提出して、其の協賛を求め、それによつて國費を支辨して居るのであります。又道府縣郡及び市町村等自治體といふとも、中央政府と異なることなく、何れも一年の豫算を立て、各其の地方議會の議決を経て、其の費用を辨して居るのであります。此の歳出入に屬する諸官廳の出納や、國庫の補助を受くる公私の事業の會計を

監督する爲に、天皇に直隸する會計検査院といふものがあつて、國費の決算に違法のないやうに精査して居るのであります。所で我國現今の歳入は、經常と臨時とを合して五六億圓の間に往來して居るのであります、之を十年前に比較すれば殆ど倍額に上つて居りますが、それにて國運の發展をトすべきであります。

○租 稅

政府の要する一切の國費は、無論國民の負擔すべきものでありますから、國家として、それらに其の收入の幾分を割きて政府に上納せしめて居るのであります。之を租稅といふのであります。又地方自治に要する費用は無論其の地方人自身の經營負擔する所でありますから、亦是税金として納入するのであります。これは國民當然の義務であります。

所で租稅は之を大別して國稅と地方稅とし、國稅の方は國庫の收入であつて、直接稅と間接稅とに分れます。直接稅とは地租、所得稅、營業稅といふ如き人民より直接に納める税金をいひ、間接稅とは物品に對する課稅でありますから、其の物品を消費する者が、其の税金だけは自然に高く物品を買取つて納稅して居ることになつて居るのであります。それ故に此の間接稅は一に又消費稅ともいつて居ります。又次に地方稅の方は多くは直接稅であつて、地方の費用に充つる爲めに地方官廳及び自治體より人民に賦課するものであります。

此の租稅は勿論人民の負擔する所でありますけれども、富の程度といふものを考へずして、猥りに徴收する時には、民間の力を疲弊せしめて、産業を衰頽せしめるやうになります。それ故に古來徵稅の事は國家の大事として慎重に取扱はれて居るのであります、今日には現に法律として議會の協賛を経ねばならぬことになつて居るのであります。

○公 債

政府は臨時の事業を辨せん爲め、若くは一時の急を要する戰爭の費用に對して、公債といふものを募集します。之は財政上租稅以外に便宜の處置を執るのであります。

す。此の公債には内債と外債との別がありまして、國內の商業が閑散であつて貨幣が剩つて居るといふ如き場合には國內に募集しますが、其の他は之を海外諸國に募集するのであります。そこで内外債の名を分つに至つたものであります。

さて我國は古今未曾有なる日清日露の二大戦争を開始しましたから、それが爲に多くの内外債を募集したのであります。そこで今日では、内債が十三億四百萬圓であつて、外債は十四億三千七百萬圓であります。其の外債の利子のみにても、年々五千七百萬圓を拂はなければならぬのであつて、國民の勤勉努力を要する所以であります。

今少しく公債の種類をいへば、内國債には舊公債、五分利公債、四分利公債、朝鮮事業費國庫債券等があります。又外國債には第一回四分利付英貨公債、第一回四分利付英貨公債、第二回四分利付英貨公債、第二回四分利付英貨公債、五分利付英貨公債、四分利付佛貨公債、第三回四分利付英貨公債、佛貨國庫債券、舊北海

還額は大正三年度の末には二十四億七千七百八萬圓餘であつて、國民一人の負擔額が三十五圓八十四錢に當り、其の一人分の利子丈にても、壹圓五十九錢に當つて居るのであります。

○通貨と銀行

總て文明國民間には、其の國を限りたる貨幣が造られて各人の交易を便ならしめて居ります。數千年の昔には、物品交換といふものが行はれて、有無を相通じました。それが、それにては不便であるから、交易の媒となるものを造るに至りました。之が即ち貨幣の起源であります。此の貨幣は最初珍らしき貝などを使用しましたから、支那にては貨といひ寶とつひ、皆貝に屬する文字であります。所が貝などには破損をして不都合であるから、後改めて金屬を以て貨幣とするに至りました。所が金屬の中でも金銀は最も得難いものであつて、最も珍重せられましたから、貨幣は金銀を以て作られました。其の後社會の進歩するに従ひ、金銀にても多數となれば重量があつて不便であるといふので、終に紙幣を用ふることとなりました。ツマリ

貨幣はそれを以て他の富を買ひ得る力ある爲に貴いのであつて、貨幣其物に富があるのではありません、其の富を買ひ得る力は何處にあるかといへば、政府が保證をして、其の價格を保たしめて居るからであります。就中、紙幣の如き紙の片が何故力ありやといふに、それは政府に於て、日本銀行内に金貨を蓄へしめ、其の金貨の代りに紙幣を發行せしめて居るからであつて、即ち其の紙幣を持ち行けば何時にても、正金を引換へて呉れるといふ保證が付いて居るからであります。譬へば一種の約束證文とでも云ふべきであります。されば此の紙幣の事を一に兌換券といひます、引換らるゝ手形といふ意味であります、それが爲に日本銀行内には引換の準備がしてあるのであつて、其の正金を備へてあるのを正貨準備といひ、公債證書、大藏省證券等を備へてあるのを保證準備といふのであります。

此の如く紙幣は固より正貨の代表であつて、何れの國も正貨を用意せねばならぬのでありますから、或國にては銀を正貨とし、或國にて、金を正貨とし、又或國にては金と銀とを正貨として居ります。之を銀本位、金本位、金銀複本位といつて居

ります。我國は維新後二十餘年間は銀本位であつて、日本銀行紙幣は銀貨の代表でありましたが、銀の價格が近年變動甚だしく貨幣の本位たる實を失ひましたから、明治二十八年に至り、我國にては清國より償金を取れるを機とし、悉く金貨にて受取り、本位を改めて金貨本位としました。そこで我國の今日は金貨が本位であつて、一圓を單位として銀貨、白銅貨、銅貨等は補助貨幣として用ひられて居るのであります。之は皆政府の鑄造する所であります。

さて銀行といふのは、此の通貨の媒介所といふべく、即ち資力の餘裕ある者と、不足なる者との間に立ちて貸借を便にし金融を助け、依て實業の發達を助けて居るのであります。されば、其の主要なる營業は、預金、貸金、爲替、並に手形の割引等であります。此の手形といふは營業者の信用により、銀行にて現金を用ひずに、巨額の取引を爲さしめることでもあります。之は商業上必要なものであります。又此等諸種の手形を處理する爲に手形交換所といふのがあります。

第六章 兵備と外交

○軍備と兵役

列國對峙の今日にあつては、國家を富強ならしめるといふことは、國民の一日も忘るべからざる所であつて、それが爲に國民各自に勤勉すると同時に、一國を守備し、他に對して威嚴を持つる所がなくてはならぬことでもあります。そこで世界列國はそれづくに自國の軍備を修め兵器を精うし、常に武裝しつゝも、相持して妄りに相侵さず、互に國交を修して世界の平和を保つて居るのであります。乍併一朝國と國との大なる争が起り、平和が破れた時には、止むなく干戈に訴へて雌雄を決するといふことに立到るのであります。

此の如くにして、國と國との戦争なる者は往々にして開始せらるゝのであるから、軍備は一日も怠つてはなりません、そこで何れの國にあつても、憲法に於て兵馬大權の所在を定めますが、我國にては即ち天皇陛下が大元帥として陸海軍を統率し給

ひ、又宣戰講和の大權をも掌握し給ふのであります。而して今日にては國民皆兵の制であつて、平常の日も數十萬の將卒を養ひ、一旦戰端開かるゝ場合には、直に之を數倍にする備があるのであります。

其の軍備の爲に兵役の義務なる者が、國民に存するのであります。陸海軍の編制も之が爲に成立して居るのであります。此の事は前編「忠勇講話」に於て詳しく述べて置きましたから、之を省略しますが、畢竟一旦緩急ある場合に、國難に赴き、義勇奉公して國家を富強の安きに置かん爲であります。

○締盟と國交

戦争は内亂を除くの外、國と國との止むなき争に出たものであります。決して輕々くし干戈を動かすべきものではありません。されば世界各國は互に條約を結んで彼我の交際をして居りますが、我國の今日は、世界の二十四ヶ國とも條約を結び、善く遠人と交り、國民の品位道徳を守りて國光を揚げんことを勉めて居るのであります。

此等平和の日の交際として、世界列國はそれ／＼に大使、公使を任命して他國に送り、又領事を派遣して我彼の通商の事を處理せしめて居ります。大使は各々自國の元首を代表して公使は各國の政府を代表して他國に使用するものでありますが、何れも自國の元首よりして、他國の元首に對する國書を齎らして、之を其の主權者に捧呈するのであります。我國が大使を歐米に派遣するに至つたのは、明治三十七八年戰役後、第一等國の班に列してより、始めて之を實行するに至つたものであります。今締盟國の主なる者を擧ぐれば即ち左の如くであります。

(一) 亞細亞 支那(公使) 暹羅(公使)

(二) 歐羅巴 露西亞(大使) 獨逸(大使) 奧太利(大使)、英吉利(大使)、佛蘭西(大使) 伊太利兼瑞西國(大使) 西班牙兼葡萄牙國(公使) 白

耳義(公使) 和蘭兼丁抹(公使) 瑞典兼諾威國(公使)

(三) 亞米利加 亞米利加台衆國(大使) 伯刺西爾(公使) 智利兼秘露及亞爾然丁國、并にボリヴァイア(公使) 墨其西哥(公使)

以上二十四ヶ國の内、大使七人、公使八人其の他は兼務であります。又獨逸及澳洪國は今日國交斷絶して互に大使を引揚げて居るのであります。

○條約の締結と其の改正

顧みるに我國が徳川幕府の末造に當り、歐米諸國と條約を結んだ頃は、固より我が國勢が振はなかつたから、對外の交際をすることが出来なかつたのであります。即ち歐米列國は我國の法典の不備なることを唱へて、自國人の我が裁判に従ふことを承知せず、爲に我國に在留せる外國人の裁判は各國派遣の領事の管轄に屬して居りました。之を治外法權といつて、他人の國家中に在りながら、其の國家の外に立つといふやうな事を敢てしたのであります。又我國が外國より來る商品に課する輸入の稅率も大に列國に制限せられたもので、如何にも不對等な事でありました。そこで明治維新後、此等の法權、稅權を恢復して獨立國の名と實とを得んと欲し、我國朝野の人士は深く憂慮し、締盟國に對して切りに條約の改正を要求し、同時に國內の制度を改め、軍備を修し、法典を完成して帝國の信用を高め、終に明治三十

二年に至り、始めて其の目的を達し、以て歐米列國に對等の條約を結ぶに至つたのであります。

此の間に於て、世界列國との交際年と共に進み、且つ日進文明の結果、交通運輸の便開け、世界は自然に縮少せらるゝ如き姿となり、列國の利害關係も密接となり政治上にも經濟上にも影響し、文藝といひ、軍備といふもの迄、多大の關係を有するに到りました。ここで我國は各種の萬國會議にも參加し、各國互に相依りて一定の交際規則を設け、又特に條約を結び、各國互に外交に依りて自國の發達を圖り不幸にして交戦する場合にも、敵に對して守るべき戰時の國際法を定むるに至りました。要するに我國は僅々三四十年間を以て、憐むべき三等國より第一等國の班列し、歐米の強國と肩を比べて、世界の競争場裡に立つたことゝなつたのであります。

今少しく條約の締結せられた新なるものを擧ぐれば、日英協約は西曆千九百十一年(明治四十四年)七月十三日倫敦に於て調印せられ、日露協約は西曆千九百〇七年

に調印されて、更に翌年日露協約の補成調印せられ、日佛協約は西曆千九百〇七年六月十日調印せられ、日支條約に就いては、第一、山東に關する件、第二南滿及び東部内蒙古に關する件、第三漢冶萍煤鐵公司問題、第四福建の地位、第五沿岸不割讓聲明等の新利權を收め得たのであります。而して最近西曆千九百十四年(大正三年)九月五日英京倫敦に於て調印せられたる單獨不講和協約に加盟したのであります。

尙ほ我國より列國へ駐在さしむる帝國領事館の所在地は左の如くであります。

- (一) 支那 間島、局子街分館、頭道溝分館、渾春分館、安東、奉天、新民府分館、遼陽、鐵嶺、牛莊、長春、吉林、哈爾濱、齊々哈爾、天津、芝罘、上海、南京、蘇州、杭州、漢口、長洲、沙市、重慶、福州、厦門、汕頭、廣東、英領香港、(二十九ヶ所)
- (二) 支那以外諸國 英領マニラ、英領新嘉坡、蘭領バタビヤ、英領印度カルカッタ、同孟買、濠洲シドニー、北米合衆國ホノル、同紐育、桑港、シアト

ル、ポートランド、シカゴ、英領加奈太オタワ、同晚香坡、秘露里馬、英國倫敦、佛國里昂、白耳義國アンヴェルス、露國莫斯科、露領亞細亞ニコラエウス、同浦鹽斯德。以上(二十一ヶ所)總計五十ヶ所

第七章 法律の保護

○法律と司法權

吾等國民は法律の保護を受けて居ります、法律は正義を基礎として國民を取締り邪を防ぎ悪を除くものでありますれば、吾等は必ず之に遵はねばなりません、若し之を犯すときには、自然人倫道德を破り、安寧秩序を害しますから、國家は之を處罰するのであります、又個人としても其の權利を侵害せられた時には、正理に訴へて、之を恢復せねばなりません、それが爲に裁判所は設けられて居るのであります。元來、立法、行政、司法の三大權は立憲政治の要綱でありまして、立法は議會之を協賛し、行政は政府之を行ひ、司法は裁判所之を掌るのであります、司法とは國法

を維持する主權の働をいふのであります、即ち裁判所が法律の定むる所によつて之を行ふのであります、言ひ換へれば、裁判所は天皇の御名に於て、法律に依り正邪曲直を糺明して、裁判を宣言し、之が執行を命ずるのであります、そこで裁判官は終身官であつて、刑法の宣告を受けるとか或は懲戒の處分に由るの外は、其の職を免せらるゝことはないであります。此の裁判所の構成は、法律によつて定められ、それらに裁判官が任命せられて其の職務を行ふのであります。即ち裁判事務の中には、訴訟事件と非訟事件とがありまして、其の又訴訟事件には民事、刑事の別あり、非訟事件は登記の如きものであつて、勝負や争訟に關係のないものをいふのであります。

○裁判所

さて一概に裁判所といふ中にも、通常裁判所と特別裁判所との別があります。通常裁判所は裁判所構成法によつて組織せられ、民事、刑事の裁判を爲す所をいひます。之と異なり、特別裁判所といふのは、陸海軍の軍法會議や、領事廳の如くに特

別の法律によつて。組織せられ、通常の裁判所以外に、民事、刑事の裁判を爲す所
であります。

通常裁判所は、區裁判所、地方裁判所、控訴院、大審院の四に分れ、民事、刑
事や、その他、法律によつて委任せられたる事件の裁判を掌る所であります。蓋し
裁判官の判決にも時に過失を免がれぬ所より、區裁判所の判決に不服な時には、地
方裁判所に控訴し、尙ほ地方裁判所の判決に不服な時には、控訴院に控訴し、尙ほ
不足なる時には、大審院に上告するといふ途が開いてあります。そこで地方裁判所
は區裁判所で判決した事件の控訴と、區裁判所にも大審院にも屬せぬ一切の事を判
決し、控訴院は地方裁判所の判決の控訴と、區裁判所を経て地方裁判所に控訴した
事件を三審し、大審院は控訴院の判決に對する上告や、特別權限に屬する事件を裁
判するのであります。ツマリ區裁判所は最下級の裁判所であつて、大審院は最上の
裁判所であります、されば區裁判所の裁判は一人の判事之を判決し、地方裁判所で
は三人、控訴院は五人、大審院は七人の判事が合議して、其の中の一人が裁判長と

なつて判決を爲すのであります。

以上の各裁判所には、検事局と書記課とがあります、其の検事局には検事があつ
て、刑事の公訴や、其の手續を爲し、又法律の正當なる適用を判事に求め、又之を
監視し、當ほ民事に就いても、必要の場合に通知を求めたり意見を述べることを得、
又裁判所に屬したり關したりする司法、行政の事件に就いても、公益の爲に監督す
るのであります。又書記課とは往復、會計、記録其の他法律に定めたる事件を取扱
ふ所であります。此の外、區裁判所には執達吏といふものを置きて、裁判所より發
する所の文書を送達し、并に裁判の執行をも掌らせて居ります。尙ほ裁判を受くる
所の依頼により、又は裁判所の命によつて、關係者の利益を圖る辯護士といふもの
があります。又人民の依頼によつて、民事に關する公正證書といふものを作る所の
公證人があります。

○刑事訴訟と民事訴訟

刑法とは、國家の安寧秩序を維持し、又國家社會の進歩發達を保護する爲に、國

家に於て犯罪と認むる行為に制裁を加へる法律でありますから、其の犯罪處分に就いて、刑法の適用に必要な手續を定めてあります。それが刑事訴訟法であります。さて検事は如何なる職分かといふに、検事は被害者の告訴や、現に罪を犯した者を認められた場合に、其の證據を調べ、犯人を捜し、終つて後、豫審判事に之が豫審を求めるか、又は直に判決裁判所に訴を起すのであります。之を起訴といふのであります。

次に豫審判事の職分といふは、検事よりの起訴を受け取り、其の犯人の罪を明かにする爲に、法律の定むる所によつて、或は犯人を喚出したたり、或は拘引狀を發して、強めて犯人を出廷せしめたり、又は被告人が逃亡したり、罪を隠したりせぬ爲に、拘留狀を發して之を拘留し、かくて被告人を訊問し、又は被告人と他人とを對審せしめて、其の犯罪の證據を蒐めて、公判の準備をするのであります。此に他人といふのは、證人とか鑑定人とか、他の被告人とかいふやうに、すべて被告人の罪の有無を調ぶる爲に、其の事件に必要な人を指すのであります。

次に豫審判事は必要によつて、被告人を拘留することがありますが、然し之は人の自由を害し、又種々の不便を被らすが故に、被告人の請求に依り、豫審判事は檢事の意見を聽いた上にて、被告人をして保證を立てしめ、又何時にても喚出に應じて出廷すべしとの證書を取つた上にて、其の拘留を釋くことがあります。之を保釋といひます。

又保釋を被告人より請求せずとも、豫審判事が檢事の意見を聽き、被告人を其の親族故舊に預けて保監せしめることがあります。之を責付といひます。

かくて愈々裁判にかゝり、被告人が證據不十分であつて免訴せらるゝとか、或は有罪として管轄の裁判所に廻さるゝを豫審の終結といひますか、それより本裁判にかゝり、愈々裁判の確定によりて、それゝに罪科を加へらるゝのであります。

民事訴訟とは民事に關する争の判決を仰ぐ訴であつて、民法、商法を實地に適用する所の手續を規定せられたものが民事訴訟法であります。此の訴訟は原告人の起訴によつて始めて裁判を開かるゝのであつて、檢事が起訴することはありませぬ、

民事裁判にては、刑事裁判と異つて、訴訟入費は訴訟に負けた者が支出せねばならぬのであります。

要するに刑事訴訟は法律を犯したりと認むる者を被告人とし、法廷に召喚して、検事の論告と辯護士の辯論を聴き、本人と證人との言を質したる後、公平なる判決を下すのであります。かくて裁判確定して罪人となり、第一死刑、第二懲役、第三禁錮、第四罰金、第五拘留、第六科料の罪科を受けねばならぬのであります。民事訴訟は民間の訴訟であつて、人々の紛議を公平に解き、被害者の損害を一方に辨償せしめる裁判であります。

○ 訴願及び行政訴訟

刑事訴訟や民事訴訟の外に、訴願及び行政訴訟といふことがあります。之は行政上の違法や、不當處分によつて、人民又は團體が其の利益或は權利を害せられたと認むる時に、之を訴へて救済を求めの訴であります。

元來行政上の官衙は上級下級に分れて、上級官衙は下級官衙の不當違法なから

んことを監督し、人民の權利を侵害せしめぬやうにして居りますが、別にかゝる途を開いて人民の權利を十分に保護するのであります。されば此の訴願といひ行政訴訟といふは、被害者の申立を待つて、然る後に之を受け付けらるゝのであります。

さて人民が訴願を爲し得る件は左の事件であります。

- 一、租税及び手数料の賦課に關する件
 - 二、租税滞納處分に關する件
 - 三、營業免許の拒否又は取消に關する件
 - 四、水利及び土木に關する件
 - 五、土地の官有民有區分に關する件
 - 六、地方警察に關する件
 - 七、其他法律勅令に於て特に訴願を許したる事件
- 次に、行政訴訟といふのは、行政廳の違法處分によつて權利を害せられたと認むる者が、訴訟を起して救済を求むる訴であつて、之を取扱ふ官衙を、行政裁判所

といひます。之は唯だ一箇所東京に存するのみであります。

さて行政裁判所に訴へ出ることの出来るのは左の諸件であります。

一、海關税を除く外、租税及び手数料の賦課に關する件

二、租税滞納處分に關する件

三、營業免許の拒否、又は取消に關する件

四、水利及び土木に關する件

五、土地の官有民有區分の査定に關する件

要するに行政事務に關して、若し下級の行政廳が不當處分をしたと信する時には上級の監督廳に訴願して至當の解決を要求し、其の權利を主張し得るのであつて、之を訴願といひ、行政廳自ら違法處分を撤回せぬ時には、之を特別なる判決機關に訴へて其の處分の廢止又は變更を請求して權利の保護恢復を圖る途を行政裁判といふのであります。

○警察と監獄

更に國家の安寧秩序を維持し、吾等國民の生命、財産を保護する所の機關があります、それは警察であります。即ち警察といふのは一面には國家の行政を補助する機關ともなつて安寧秩序を維持すると同時に、一面に人民の保護者となつて吾等の危害を豫防し除去するのみならず、道路、家屋の取締又は風俗の矯正やら衛生の監督まで、殆ど吾等處世上に關係して諸種の面倒を見て居るのであります。此等の職務として司法を助け、法律を犯す者を捕へて之を裁判所に引渡し、或は自ら犯罪人を處分することをも扱ふて居るのであります。

此の警察は東京府に限り、首府である所より警視廳を置き、警視總監を以て之に長として、政府の行政補助をも爲して居ります。而して東京以外の各府縣には地方官廳に警察部を置き、其の下に警察署を設けて居るのであります。其の官吏が即ち警視、警部、巡查であります。

又軍事警察を掌るものには、憲兵があつて、是亦國家の安寧秩序を保つ爲に設けられて居るのであります、然し憲兵も兼て普通警察の補助を爲して居るのであります。

す。此の憲兵は國家に非常事變が起り、警察の力の足らぬ時には、地方長官の依頼に應じて、所在の軍隊より派遣せらるゝのであります。之は畢竟國家の大なる危害を未然に防がんとするものに外ならぬのであります。

既に警察ありて犯罪者を捕へ、之を處罰する以上、其の犯罪者の権利と自由とを奪ひて、之を拘禁する所の監獄を要するのであります。それで監獄にては、既に犯罪の決定した罪人を拘禁し、尙ほ未だ犯罪の決定せぬ刑事被告人をも拘禁するのであります。今は昔日とは趣を異にし、監獄の制度も大に進み、獄を治むる方法も面目を新にし、懲治と訓誨とを以て、罪人に改悛の念を起さしむることを務め、教誨師を置きて懇ろに訓誨し、他日社會へ出た日には、正業に就くべしとて、之が便を與へて、各種の職業を習はしめ、且つ其の勞銀をも貯蓄し置いて、出獄の後の入用に備へしめて居るのであります。

此の罪人拘禁の爲に、諸國に集治監や地方監獄を設けて、典獄、看守、押丁などといふ官吏を置いて居るのであります。所で大正三年四月調査の警察官吏數を見る

に、警部が千七百八十二人、警部補が千二百三十五人、巡查が三萬七千八百二十八人の定員であります。又憲兵隊は其の分隊と共に其の數頗る多く、東京、仙臺、名古屋、大阪、廣島、熊本、旭川、弘前、金澤、姫路、善通寺、小倉、高田、宇都宮、豊橋、京都、岡山、久留米、臺灣、關東等にそれ々の分隊あり、又朝鮮には特に駐劄憲兵隊及び分隊を置いてあるのであります。尙ほ今日にては獨逸の俘虜收容所が習志野、静岡、大阪、青野原、徳島、丸龜、松山、大分、福岡、久留米の十一ヶ所に設けられて居るのであります。

第八章 國富と國民

○殖産興業の必要

吾等國民は今や國事を負擔して立てる者でありますれば、何人も己が業務に精勵して好成績を擧げ、以て國家に貢献する所がなければなりません。中にも實業に従事せる者にありては、各人其の事業を盛大にして、従つて國家の富を大ならしめる

ことを圖らねばならぬのであります。

今日の時代は實力の世の中でありまして、其の實力とは富を意味して居るのであります。英國が世界一等國の冠たりといふ所以のものは、其の財力が如何にも豊富であるからであります。されば今の代は兵力が充實しても之に伴ふ國富がなかつたならば、決して其の國勢を隆盛ならしめることは出来ないであります。而して其の國富といふものは、畢竟人民の富をいふのであつて、人民にして富まなければ、政府の財政は到底之を大ならしめることが出来ないであります、而して國家財政が大でなければ、如何に施設し經營すべき事業が多くとも、到底之を如何ともすることが出来ぬのであります。されば國民が個人々々に奮勵努力して其の富を作るとに心掛け、共同一致して其の富の度を高めるやうにせねばならぬことでもあります、況んや我國は日清日露の二大戦役の爲に莫大の戦費を要し、それが二十幾億といふ巨額の負債となつて居るのでありますから、國民は一日たりとも早く之を償却することをせねばならぬのであつて、決して袖手遊惰に日を送つてはならぬのであります。

す。

○實業家の發奮

我國は古へより農業國といふて居るほどでありますから、農業は一層之を盛大にせねばなりません、それには耕耘をよく勉むるばかりでなく、種子を改良し、肥料を精撰し、又耕地を整理し、不開地を開き、以て其の收穫を大ならしめねばならぬことでもあります。又植林の事も古へより中々開けたものでありますから、一層之を盛んにして、木材其の他に事を缺かぬやうにせねばなりません、又農業山林の事を盛ならしめるには、地主と小作人とが相助けて其の業務を敏活ならしめねばならぬことでもあります。

商業も昔時に比しては年次盛大となり、今日にては内國の需要を満すのみならず遠く支那、印度を顧客とし、又歐米へも物品を取引するやうになりました。之は一層海外の事情を明かにし、且つ商業道徳を重んじて信用を高め、益々其の需要を大ならしめるやうにせねばならぬことでもあります。工業も年次進歩して居るのであり

ますが、目下歐洲戰亂の爲に、軍需品の注文多く、又海外の貿易品も我國に多く注文し來ることゝなつて、之を製造する工場は日一日と其の數を増し、其の業を盛ならしめるやうであります。どうか此の上層工業科學をも興して自國にて原料をも製造し、續々他國の注文に應ずるやうにせねばならぬことでもあります、今日の如く原料缺乏の爲に、物價騰貴して止むなき状態は、如何にも情ないことでもあります。要するに、農工商の實業家が、力を併せ心を一にして、我が國富増進に向つて、努力することは、今日の急務であります。

○勤儉と利用

一般國民特に農工商の實業家が心を一にし力を合せて、我が國富増進に向つて進むべきことは、目下の急務でありますが、然し之と同時に勤儉し、貯蓄するといふことを知らなかつたならば、決して其の目的を達することは出来ません、即ち冗費を省き、餘財を貯ふるに至つたならば、單に一家族の幸福なるのみならず、其餘財貯蓄が國家富強の基となるのであります。されば、勤儉貯蓄するといふことは、國民の日常勉めねばならぬ所であります。

さればこそ先帝陛下には、時勢の要求上、止むなくも、國本培養即ち國富を増進すべき所以の成申詔書を下させ給ふたのであります。即ち大戦後日尙ほ淺き今日に於ては、只管上下心を一にし、忠實業に服し、勤儉産を收め、信義を以て相交り、醇厚にして一郷一村の美風を成すに至ることは、最も今日の急務なりと示させ給ふたものであります。

所が勤儉といふとも、唯一概に儉約するのみで、富を利用するといふ働かなくては其の効を大ならしめることは出来ないであります。即ち餘財を貯蓄するのみならず、之を運用して實益ある事業を興し之を盛大ならしめて、益々利殖を得るやうにせねばならぬことでもあります。之を積極的利殖法といふのであります。今日に最も必要なる富の運用法であります。實業家としてかく富を利用する所あつて、始めて共同一致し、數多の力を合せて一大事業を營み、以て巨大なる利益を收得することが出来るのであります。之が國富増進の最急務であります。

○交通と通信

所で國富を増進する一手段として、交通運輸の便利を進め、且つ通信の便を増すやうに努力する必要があります。そこで政府でも民間でも此の點に注意を拂ひ、其同一致して諸種の計畫を立て、漸く今日の開化を見るに至つたのであります。即ち我國は明治維新以後、先づ第一に交通を便にせんとて、國道や縣道を修理開通せしめ、從來各藩割據の姿にて不便に委してあつた面目を一變したのであります。次で明治五年には始めて東京、横濱間に鐵道を敷設し、同じ頃に横濱と神戸大阪間に汽船の便を開き、以て東西兩京の聯絡を通じましたが、其の後年々鐵道を敷設し、民間亦私設の鐵道を通じ、それ等の結果として今は北は北海道より南は臺灣に亘り西は朝鮮より南滿洲に通ずる鐵路を開き、國內には幹線支線縱横に敷設せられて、所謂四通八達の便を増し、殊に南滿洲鐵道を以て露國のシベリア鐵道に聯絡せしめ直ちに歐洲に入らしむるの便を開いたのであります。

陸運の進歩と共に海運の便も年次に其の歩を進め、昔は千石以上の船舶を造るを

禁じたものでありましたが、今は其の制禁なく、年々巨大なる船舶を諸國の要港に通じ、特に世界各國との交通聯絡を圖るに至りましたから、今日にては、東は南北アメリカへの航路も開け、それより東して歐洲にも航行し、西は支那各港、印度諸港より更に西して歐洲へも通ずる便を開き、南は南洋諸島濠洲にも通じ、北は樺太千島、カムサツカへも通ずることゝなつたのであります。従つて造船業も進歩してよく國內にて二萬噸以上の軍艦商船をも製造し得るに至つたのであります。それが爲に海外貿易は年次其の額を増加するに至りました。特に各地の港灣は船舶の出入する門戸であれば、到る處重要な地點を改築し、之に文明的の設備を施し、以て海と陸との聯絡を便利ならしむるに至りました。而して開港場には税關を設けて外國貿易の事務を掌らして居るのであります。

然し我國は地勢上、中央高くして東西沿岸低き爲に、暴風雨の爲に、年々水害を免れず、爲に鐵道、電線等の不通となること多く、又運輸を妨げ、田畠を害し、産業の損失を生ぜしめるのであります。それで國家及び公共の力を以て、目下それ等

の災害を少からしめん爲め、諸國の河心を浚へ、或は堤防を築き、山林を栽培して洪水の憂を除かんと勉めて居るのであります。

此の交通運輸の便と共に、通信の便も年次其の歩を進め、明治の初年に郵便制度を設けて以來、今日にては山間僻地へまでも書信を通じ、小包を送り、爲替を通じ又何處にても、貯金を爲し得るに至りました。特に萬國郵便聯合にも加盟して、今や廣く世界と消息を通ずるに至つたのであります。

郵便と共に電信の便も開けて、今や全國に通じ、海外諸國とも聯絡するに至りました、又無線電信も通じ、電話は諸國到る處の大小都市町村に架設せられ、數百里の遠き距離に於て、互に相語ることを得るに至りました。以上の設備は皆國富増進の上に一大勢力を興ふるものであります。

第九章 教化と衛生

○國民教育

さて如何に國家統治の機關が備はつても、又交通運輸の便が開けても、國民にして無學無能ならば、決して其の國の富強を永續することは出来ません、そこで文明諸國にあつては、夙に國民教化の道を開き、其の國青年をして智能を啓き徳器を成さしめんと勉めて居るのであります。而して此の事は國家と共に、個人としても意を注ぎ力を盡すべきことであります。

我國は古來國民を教化するを以て朝廷の任とせられ、歷代天皇常に大御心を此の點に注がれました、又武門の世となりても、文道を重んじて學問を奨励しました。之が爲に諸國には初等教育を施すの寺小屋もありました。所が明治維新の後に至り明治先帝には特に國民教育の事に大御心を傾けさせ給ひ、御即位の初めに當り、「知識を世界に求め、大に皇基を振起すべし」と誓はせ給ひ、それより西洋の教育法に則りて學制を頒布せられ、「今より以後は一般の人民をして邑には不學の戸なく、家には不學の人なからしめんことを期す」と仰せ下され、教育の方針は始めて一定したのであります。かくて政府は全國に大中小の學校を設け、民間をして教育の普及

を計らしめ、又一國の秀才を海外に留學せしめました、それが爲に國民教育の事は年次發達したのであります、爾來國民教育の方針としては、國家は國民の子女をして満六歳より満十二歳に至るまで六年間小學教育を受けしむる義務ありとし、貴賤男女の別なく、皆就學するに至らしめました、之が爲に全國を通じて、如何なる山間僻地にても、殆ど文字を解せぬ者なきに至つたのであります。

此の初等教育と共に、中等教育、高等教育を施す大學校、中學校等多く起り、又實業教育を施す各種商業學校、工業學校、農學校等起り、又外に各種専門教育を施す官公私立の學校諸國に起り、特に又女子教育の爲に新に設立せらるゝ高等女學校實踐女學校等起つて、教育の道は漸く備はるに至つたのであります。

かくて明治先帝には、明治二十三年十月三十日を以て教育に關する勅語を下させ給ひ、國民として我が國家に對して盡すべき道德要綱を垂示したまふたものであります。よく其の御趣旨を了解せねばなりません。

そこで我國の教育は年次に發達し、今日にては、學校の總數三萬五千餘に及び、

其の學生の數は七百五十八萬を以て算して居ります。此の中、小學校の數は二萬五千九百十校であつて生徒數は六百八十六萬人あります。而して右の各學校より年々出す所の卒業生の數は百十二萬人であつて、此の中、小學校の卒業生は九十四萬人あるのであります、此等の卒業生は兎に角、義務教育を受けた者でありまして、普通一般に通用する知識を收めて居るのでありますから、たとひ實業に従事しても、又我家にあつて家業に携はつても、各自の本分を盡す上に相當の能力あることは言を待たぬ所であつて、之を昔時の無學者に比して、遙かに優つて居るのであります、これ畢竟聖代の賜であります。

○國民の健康

教育の普及と共に國民は皆よく知識を收め德行を磨き、之と同時に衛生を重んじ身體を大切にすることを辨へまするけれども、亦往々にして之を疎んずる者を生ずるのであります。そこで學校に於て衛生の事を教ふるのみならず、また特に専門の體育を主として體操其の他を教ふる學校をも生じ、同時に衛生生理の事を講演して

國民の健康を保全せしめんとする企をも生じて居るのであります。政府が特に醫術を進め、又恐るべき病毒を豫防し、或は之を撲滅せんとして、諸種の施設を爲すのも之が爲であります。蓋し國民の體軀が健康であれば、平時にあつては、よく勞働に堪へて其の作業を盛ならしめ、戦時に際しては直ちに軍人となつて立働くことを得るのであります。加之、健全なる精神は強健なる身體に宿るといふのでありますから、身體の健康といふことは、又精神の健全なる國民を出す一因ともいふべきであります。之が政府に於て國家社會の繁榮幸福の爲に衛生を重んじ、體育を奨励し、以て心身の健全なる國民を出さんことを勉めて居る所以であります。

政府經營の醫學校の外に私立の醫學校多くして毎年卒業生を出し、皆醫師となつて働き、加之民間にあつても私立衛生會とが藥學會とか、同仁會などいへるを起し、又官立、私立の病院あり、特に貧民に施藥する施療病院なども多く、今や全國の醫師の數は四萬三千餘人にも及び、之が爲に國民の健康は漸く保全せられて居るのであります。

第十章 國家の膨脹と國民の地位

○領土の擴張

我國は明治以前の領土と大正現代の領土とを比較すれば、殆ど數倍の廣さを有するやうになつたものであります。言ふまでもなく、舊幕當時は琉球さへ我國の領土と確定せず、日支兩國の半屬國でありました。然るに我國は明治の大御代となつて領土を確定し、北は千島より南は琉球及びしましたが、其の後日清戦争によりて臺灣及び澎湖島を我有とし、更に日露戦争によつて樺太の南半をも我有と爲し、而して朝鮮を以て我が保護國としましたが、幾くもなく之を併合して我が領土とするに至りました。加之以前露國の經營したりし南滿洲の鐵道及び金州半島をも租借して我が利權の下に置くに及びましたから、我國の版圖は邦の南北に伸び、又西にも擴がつて、昔時に比して數倍の大を加へたのであります。これ皆明治先帝御盛徳の然らしむる所であつて、而も我が國が久しく東海の表に雌伏して英氣を養ふて居つ

た爲に外ならぬのであります。今我國の領土を統計的に擧ぐれば左の如くであります。

本州面積一萬四千五百七十一方里一二

四國、九州、北海道合計面積八千八百八十二方里〇八

千島、佐渡以下諸島合計面積千三百四十一方里一六

朝鮮面積一萬四千二百二十三方里

臺灣、澎湖合計面積二千三百三十二方里一

樺太面積二千二百八方里九二

總合計面積四萬三千四百五十八方里三八

〇一等國民の地位

此の如く我國の版圖は昔日に倍したるのみならず、其の利權の及ぶ所は之よりも尙ほ擴張せられて居るのであります、されば我が國民たる者は、其の一等國民たる資格を失はぬやう、殊には東洋に於ける先進國として、他の劣りたる國民の指導者

たる所がなくてはならぬのであります。

一體に一等國と稱せらるゝには、第一に強大なる軍隊を有し、第二に強固なる政府を有し、第三に殖民地若くは藩屬國を有する所がなくてはなりません。我國は古代は神功皇后の御征伐に依り、三韓の地を藩屬たらしめて、所謂一等國でありました。其の後三韓の屬地を失ふて其の資格を缺いたのであります、然るに明治昭代に至り、再び古代の盛時に復り、甞に王政の復古を見たるのみならず、完全に朝鮮國を領有し、臺灣、樺太を併せ、更に南洋諸島をも占有するに至つたのであります。から、我が鞏固なる國體の基礎と我が強大なる軍隊とを合せて茲に立派なる一等國たる資格を造るに至つたのであります。されば此等殖民地に對し、宗主國たる本土の人民は、よく異人種を我に同化せしめるやうに、思慮を盡して彼等を待遇するやうにせねばなりません、即ち寛嚴其の中を得て、彼の侮を受けず、又彼の怨みを買はず、常に我が威に服し徳に馴くやうにせねばならぬことでもあります。此の殖民地をよく制馭することによつて、其の國民は技倆を現はすのみならず、又よく其の國

を富ますことを得るのであります。英國の今日に於ける富は全く殖民地あるの賜といつてよいのであります。よく此の點に留意せねばなりません。

第十一章 國民の理想

○明治時代の國民

吾等大正時代の國民は、常に明治時代の遺業を紹述して益々其の眞價を發揮せしむるのみならず、進んでは大正國民としての理想を畫し、其の理想に向つて努力發展する所なければならぬのであります。蓋し我國が明治維新以來、長足の進歩を爲し歐米諸國をして喫驚せしむる程の大勢力を作つた所以の者は、全く歐米諸國と對等の地位に達せねば止まぬといふ理想を畫して、奮勵努力し、又よく堅忍して百難を排した結果に外ならぬのであります。即ち内には立憲政治を開きて其の基礎を確立し、外には列國との條約を改正して國民の權利を伸張し、終に日清日露の二大戦役に成功をした爲に、漸次に其の理想は實現せられ、歐米列國をして東洋の先進國、

世界の強大國と認めしむるに至つて、茲に全く一等文明國たるに至つたものであります。此の如く大正時代の國民も亦更に大なる理想を畫して、之に向つて邁往直進以て倍々大日本帝國の國威を高めねばならぬことであります。

○犧牲的精神の涵養

さて大國民となるには、どうしても國家に對する犧牲的精神を涵養せねばなりません。即ち自己の利害を打棄て、國家に殉するの覺悟を定むることであり、忠君愛國といふ思想は、此の覺悟を有するによりて始めて實現せられ得るのであります。今日獨逸國民が英佛露の三大強國を敵手として戦ひつゝ、毫も屈する色なきのみならず、反て奮勇して聯合國の軍隊を遊易せしめて居るといふものは、全く獨逸魂の發揮、言ひ換へれば犧牲的精神の發現であります。さればこそ今日東洋諸國や米國に於てすら獨探の跋扈を見るのであります。彼等獨逸人は本國の爲には一身の利害を打棄て、危険を冒して居るのであります。之は敵ながらも天晴れと稱すべき振舞でありまして、我が日本國民の如きは、彼に對して遜色があつてはなりません。

せぬ、即ち古來久しく傳承し來りたる日本魂の發揮を期さねばならぬのであつて、それが即ち君國に殉する犠牲的精神に外ならぬのであります。特に我が國體民俗の世界に獨特なる點よりいつても、此の忠君愛國の思想といふものは、一層旺盛にして、決して他の模倣すべからざるものなることを示さねばならぬことでもあります。

○國民の共同一致

そこで此の忠君愛國の思想を實現せんには、どうしても國民上下が共同一致して事に當らねばならぬのでありまして、それは戰陣の間にも限られたるものではありませんが、平時にあつても、總ての事業に對して共同一致し、相提携して社會の繁榮、國家の隆盛を期する所がなければならぬのであります。其の共同一致の根據としては、第一に先づ家族の結合を鞏固ならしめ一門一家よく心を合せて事に従ひ、更に市町村民の郷黨團結して益々事業を發展し、國富を増進せねばならぬことでもあります。即ち一家和樂するのみならず、隣保相扶けて吉凶相慶弔し、苦樂を共にし進んで郡市町村の團結を鞏固ならしめん爲に、或は青年會を起し、或は教育會を盛

んにし、或は公民會を組織して、自治の發達を謀り、公共の事業を盛大ならしむるやうにせねばならぬことでもあります。

○探長補短の精神

國民の共同一致と共に、我が國民は更に大なる理想を有せねばならぬのであつて、それには第一に他國の長を採りて我國の短を補ふといふ心掛がなければならぬのであります。政治でも經濟でも、法律でも、又科學でも哲學でも、乃至文學、美術に至るまで、我が國民は明治以降より外國の長所を採つて我國の短所を補ひ、國粹を發揮せしめた爲によく今日あるを致したのであります。更に大正國民は一層海外諸國の長所を學ぶことを心掛け、よく我が短所を知りて、之を補ふ所がなければなりません。即ち今日に於いては第一に經濟上、國を富す所以の道を學ぶべき必要があり、又殊に化學工藝を盛んにして原料を發明し自國にて總ての機械物品を製造し得る域に達せねばならぬことでもあります。それには未だ一歐米に學ぶ所が十分あるのであつて、若し之を忘れて勉むる所なく、而も自負自滿して自ら足れりと

したならば、將來一層の困厄を來さねばならぬことゝなります。此等が大正國民として今後大に注意すべき要點であります。

○日本國民の天職

更に吾等國民は日本帝國の地位に想到し、且つ從來執り來りし方針經路に考へて自己の天職の如何なるものなるかを了解せねばなりません、蓋し我國は古來東海の表に屹立して儼然一大帝國を形造つて居たのでありますが、明治維新後、歐米諸國と雁行せんと努力し、よく長足の進歩を爲し、遂に一等文明國となつたのでありますから、東洋に於ける先進國であります、されば此の點よりいふも、東亞幾億の國民の指導者となつて、文明の惠澤を享有せしむるやうにせねばならぬことであります。加之それ等の目的の爲に嘗ては日清戦争を開始し、更に日露の大戦役をも開きて何れも大勝を博し、殊に今回歐洲の大戦亂に際し、我國は聯合國に加擔して、獨逸の占據せる支那膠州灣の要地を奪取したのであります。之は畢竟東亞生民の危害を除かん爲に、此の美譽を敢てしたものであつて、他の野心は毫もないのであり

ます。又南洋や印度洋にも獨船の跋扈せんことを恐れて之を驅逐しましたが、之は同盟國なる英國に對する義理合のみならず、實に東洋の平和即ち東方人民の危害を少からしめん趣意にも出て居るのであります。此の如く我が日本國民は其の天職として東洋の平和を確保し、進んで世界の平和を保障する一大勢力を形造らねばならぬことでもあります。

中篇 公民の道德及訓言

第一章 正義

人として他に對する場合には、義を重んじ正しき道に従ふといふ所がなくはならぬ、古來之を正義といふのであります。此の正義の心得は廣い意味にも狭い意味にも用ひられるのであつて、廣い意味では、國家或は社會に對して正義を守ることであり、之に反して狭い意味では、單に他人に對し知己友人等に對して正義を

守ることでありませぬ。畢竟正義は古來交際上などに多く用ひられた語であります。所が今日にては吾人は國家社會に對する正義の必要が生じたのでありまして、それは國家より與へられたる權利を正當に行使し、義務を盡すといふことであります。即ち我が國民にありては、今日は欽定憲法といつて、畏くも陛下より下し賜はつたる參政の權利を有して居るのでありますから、其の權利を正當に行使することを心掛け、代議士を選擧するにも、府縣郡市町村の議員を選擧するにしても、最も適當なりと信ずる其の人を選擧せねばなりません。之を正義といふのであります。思ふに正義を守らずして、他人に迷惑を及ぼし損害を與へるといふことは、不道徳の至りでありませぬが、更に國家社會に損害を與へるといふことは、獨り他人に迷惑を被らしむる程度に止まらず、廣く社會一般に損害を與へるのであります。乃ち其の不道徳たる、一層大なるものといはねばなりません。之は立憲治下の國民として、自治制下の公民として、最もよく記憶して居らねばならぬことであります。

訓言

不義にして富み且つ貴きは我に於て浮雲の如し(孔子)

心の清潔なる者は、天の愛する所なり(ミルトン)

心の清淨なる者は、不正の嫌惡を除きて、他に一層の大害を受くべき様なし(マ

ツシンジャー)

公正(ジャスティス)は、之を分つて修身、齊家上、政事上の三種と爲すべし、修身上の公正は、人と人との間に成り、齊家上の公正は、一家の人々の間に成り、政事上の公正は、社會公衆の間に成る(モール)

公正の思想は二事を假定す、一は行爲の規則、一は此の行爲を制裁する感覺是なり、甲は總ての人類に共通するものにして、人の利益とならんことを務むる者なり、乙(感覺)は此の規則を破る者に、責罰を蒙らしめんことの希望是なり、公正とは唯だ正義を爲し、不正を爲さざるのみならず、或る一個人が道徳上の正義と爲し、我等に要望すること、其の中に包含するなり、公正の感覺は、我身又は我が同情を有する人に損害を被らるときは、之を驅逐し、又は賠償せしめんとする動物性の

願欲をも指すなり(ミル)

公正の職分は之を四種に分つ、其の一は人の生命に關する公義、其の二は人の自由に関する公義、其の三は人の名譽に關する公義、其の四は人の財産に關する公義なり、先づ人の生命に關する公義を算するに、第一に自治の正理、第二に死罪、第三に政事上の殺人、第四に決闘、第五に戦争なり、人の財産に關する公義は第一に財産、第二に財産の根元及び其の原理、第三に法律、第四に積累と移轉、第五に一個人の財産及び共有物、第六に富の不平均、第七に借財負債、第八に債主の權利義務、第九に負債者の權利義務、第十に零落破産、第十一に恩借金、第十二に委託産、第十三に信用の領有、第十四に物品の亡失、第十五に委託販賣、第十六に賣價、第十七に他の財産を奪ふ、第十八に賠償、第十九に片約、第二十に双約なり。人の自由及び名譽に關する公義は、第一に自由、第二に奴隸、第三に奴隸法の非難、第四に人の役を爲す者、第五に道德の壓制、第六に人の名譽を破壊す、第七に魯莽なる判断、第八に妬忌婦罪、第九に分配及び返報の公義是なり(ジャネー)

公正は之を五項に分つべし、第一に公義の總論、第二に人身の公義(權利)、第三に財産の公義、第四に約束の公義、第五に婚姻の公義、第六に政法の公義とす(ヒューウエル)

偏なく黨なく、王道蕩々たり、黨なく偏なく王道平々たり(書經)

天下は一人の天下にあらず、天下の天下たり、陰陽の和、私に一類を長せず、甘露時雨、私に一物を長せず、萬民の主は一人に阿らず(呂氏春秋)

天下の事は、下、人心に合し、上、天意に合し、中、大道に合する物惟だ一言あり、曰く公のみ(劉行簡)

第二章 公平

公平とは、自分の愛憎により損得によりて、偏頗なる取り計を他人に加へぬ心得であります。即ち及ぶ限り正當に物事を取計ふて、他の人に迷惑をかけぬやう、又自分をそれが爲に汚してはならぬのであります。然し人は兎角感情に流れ易いもの

でありますから、随分正當に事を取扱はんと思ふても、ツイ思はずも好き嫌ひによつて、偏頗な行ひをし易いものであります。況して幾分なりとも、心に快く思ふて居らぬ人とか、何とはなしに氣に入らぬと思ふ人に對しては、兎角偏頗になり易いものであります。之は深く戒めねばならぬことであります。

此の公平の心得は、前の正義の心得と相距ること遠からぬものであつて、常に正義を心掛けて居つたならば、自然に公平にもなり得るのであります。されば正義と公平とを合したる徳を公正即ちジャスチスといひ、前に少しく述べた如く議員選舉とか或は官吏公吏として事に當たる時に、此の心得ある者は、よく正當に事を處理して一身を全うすることを得るのであります。然らざるものは、往々にして事を誤まり身を過まつに至るのであります。

訓言

邪を以て正を損せず、私を以て公を害せず(臣範)

君子は周して比せず、小人は比して周せず(論語)

君子は言を以て人を擧げず、人を以て言を廢せず(同)

官に當る者は正大明白、一毫の偏向あるべからず(薛文清)

清心省事は、官に居て身を守るの要なり(同)

官事を理しては、則ち私家を營まず、公門に在ては、則ち貨利を言はず、公法に

當つては、則ち親戚に阿らず、公に奉じ、賢を擧ぐるには、仇讎を避けず(左傳)

官に當るの法は唯だ三事あり、曰く清、曰く慎、曰く勤、此の三者を知らば、則

ち身を持つる所以を知る。(呂東萊)

官に當り事を處するは、尤も是れ先務なり、若し能く清慎勤の外、更に一忍を行

はひ、何事か辨せざらん(同)

偏聽せば姦を生せん(鄒陽)

愛すれば、則ち其の惡を知らず(貞觀政要)

是非の在る所、貴賤尊卑を以て論すべからず(古語)

憎んで遂に其の善を忘る(古語)

天に私覆なく、地に私載なく、日月に私照なし、此の三者を奉じて以て天下を勞す、此れ之を三無私といふ(禮記)
左右皆賢といふも、未だ可ならず、諸大夫皆賢といふも、未だ可ならず、國人皆賢といふ、然る後に、之を察して賢なるを見る、然る後に之を用ゐよ(孟子)

第三章 信 義

信義とは、自己を謹みて、物事に義理固く、而して他人に對しては信實を以てする心得であります。此の信義は人々の交際上に必要であるのみならず、處世上にも必要であります、勅語に「朋友相信」と垂示せられたのは、日常の交際上に信義を守るべきことを訓諭せられたものであつて、又戊申詔書に「惟信惟義」と御示しになつたのは、之は人々廣く信義を以て相交はるべきことを訓諭せられたものであります。蓋し實業家に信用を重んずるといふのも、此の信義を旨として、互に隔意なく取引をせん爲であります。かくてよく信義を實行したならば、よく其の家を

榮へしめ國を富しめ得るのであります。

訓 言

民信なくんば立たず(孔子)

言、忠信に、行ひ篤敬ならば蠻貊の邦と雖も行はれん(同)

人の信あるは車の輪あるが如し(老子)

言必ず信ならずんば、行必ず果ならず(孟子)

人の爲に謀つて忠ならざるか、朋友と交つて信ならざるか(孔子)

朋友と交はり、言ふて信あらば、未だ學ばずといふと雖も、我は必ず之を學びたりといはん(同)

信は義に近うして言復すべきなり(同)

國人と交つては信に止まる(大學)

交遊は其の信を稱する也(禮記)

輕々しく諾する者は必ず信寡し、其の不信ならんよりは諾せざるに如かず(紳瑜)

人は信を先にして、而して後に能を求む(淮南子)
信は行の基なり、行は人の本なり、人行にあらざれば以て成るなく、信にあらざれば以て立つなし(同)

人にして信なくんば其の可を知らざるなり、大車輓なく、小車輓なければ、其れ何を以て之を行らんや(孔子)

凡そ信實の必要なることは、尤も單一なる交際の上において之を見ることが得べし、人の言語は、交際より生じて、交際の爲に必要のものなり、彼我思想を交換せざる時は、相互に其の意を領會すること能はざるなり、思想を交換せんとするには、言語は缺くべからざるの器械なり、言語若し信實ならざるときは、唯だ意味なき標識を述ぶるに過ぎざるものなれば、言語の必要なりといふことは、即ち信實の必要なりといふことなり、若し相互の意思相通達し、信實といふ者社會の發達に必要となりたる時に至り、始めて信實の徳を見ることが得べし(ステハンス)
信實をいふは、我身に歸するの職分なり、其の故は虚言は人の位格を低落し、又

は人を敗滅せしむることあればなり(カント)

信實を言ふことは、何れの時に於ても、必ず正なり、譬へば二と二とを合すれば四なりといふは、必ず真理なるに同じ、約して之を言へば、信實といふものは、常に同一にして變化することなし、故に「宜しく信實なるべし」といへる格言は、其の事の結果如何、言ふ人、聽く人の利益あるか損害あるか如何を問はずして、一に信實の言を發すべしといふことなり(ステハンス)

第四章 誠實と正直

誠實とは、人心の天より稟けたる有の儘にして眞實なるの謂であつて、之を自ら欺かぬ徳ともいひませう。即ち天地は天地の法則通り、日月は日月の法則通りに運行して毫も變る所なく、晝夜分れ四時行はれて居る。其の如く人にも天然に稟けたる眞心なる者があつて、それが人の天性であるから、其の眞心の通りにして居れば人たる道に違ふことはないのである、然るを人は長するに従ひ、五官を通じ意念を

通じて物欲、色欲などに迷ふやうになる。そこで眞心を失ふて偽り欺くやうになるのである、されば人は慎み戒めて意を誠にし心を正うするやうにせねばならぬ、正直といふのは其の眞心に従ふて行を正して眞直にする謂に外ならぬのであります。

訓言

誠は天の道也、之を誠にするは人の道なり(中庸)

誠は物の終始なり、誠ならざれば物なし、其の故に君子は之を誠にするを貴しと爲す(同)

爲す(同)

天言はずして人高きを推し、地言はずして人厚きを推す、四時言はずして百姓期す、夫れ此に常あり、以て其の誠に至るものなり(荀子)

妄りなき之を誠と謂ふ、欺かざるは其の次なり

誠なる者は、實理の自然にして、修爲する所なし、所謂天の道なり(貝原益軒)

誠の字は本と天道に就いて論ず、維れ天の命於、穆として已ます、只だ是れ一箇の誠、天道の流行、古へより今に及ぶも一毫の妄なし、暑往けば則ち寒來る、日往

けば則ち月來る、春生し了つて便ち夏長じ、秋殺し了つて便ち冬藏す、元亨利貞終始循環、萬古常に此の如し、皆それ眞實道理之が主宰を爲す(陳北溪)

誠なる者は、中心に發し、思慮勉強を待たざる者を謂ふなり、纔かに誠を欲すれば則ち思慮勉強に渉る、故に誠なる者は得て爲すべからざる者なり、故に失王孔子の教に、忠信あつて誠なし、其の教を爲すべからざるを以てなり(荻生徂徠)

上帝の誠信は堅固にして秩序ある神治の基礎なり、人類の知識と希望とは、皆上帝の誠信を以て根本と爲す、故に誠信は宇宙萬物の基礎といふも可なり、人は其の道德性の命令に依つて、必ず信實の言を發せざるべからず、人の言ふことは、必ず信すべきものとなれり、此の二者は社會の安全に必ず缺くべからざる要素なり、信實を破るの人は、自己の道德身を損じ、又宇宙萬物の基礎を打壞するの罪を犯せる者なり(グレゴリー)

一行にして常に履むべき者あり、正なり、正なる者は義の要なり(荀悦)
萬物皆我に備はれり、身に反して誠なれば、樂みこれより大なるはなし(孟子)

所謂其の意を誠にする者は自ら欺くなきなり(大學)

誠の至りや、金石之が爲に開く、況んや人をや(劉向)

十目の視る所、十指の指す所其れ嚴なるかな、富は屋を潤うし、徳は身を潤うす

心廣く體胖なり、故に君子は必ず其の意を誠にす(曾子)

至誠にして動かざる者は、未だこれあらざるなり、誠ならずして未だ能く動く者

あらざるなり(孟子)

其の身正しければ、令せずして行はれ、其の身正しからざれば、令すと雖も従はず(孔子)

諸葛孔明曰く、我が心は秤の如く、人の爲に低昂を作すこと能はず(楊升庵)

澹台滅明なる者あり、行くに徑に由らず、公事にあらざれば未だ嘗て假の室に至

らざるなり(孔子)

心だに誠の道にかなひなば

いのらずとても神や守らん(傳管公)

八百のうたを上手にならべても

誠一つにかなはさりけり(拙堂和尚)

松ヶ枝の直な心を保ちたし

柳の糸のなびく世の中(大岡忠相)

第五章 廉 耻

廉耻とは廉潔にして耻を知るとの謂であります、さて廉潔といふのは、如何なる

心得かといふに、總て如何なることに盡力しても、正當の理由ある者の外は、決

して貪る心なきをいふのであります。若し一たび貪慾の心が動いて不正不義の利を

貪つた時には一時は快しと思ふても、いつしか不快に陥り、決して永久にそれが自

己に満足を與へないのであります。然るに世には、此の廉直にして高潔なる心事を

了解する者少く、多くは濁富を貪つて、遂に己が心身を傷ふを知らぬ者が少からぬ

のであります。是は深く戒めねばなりません。次に官公吏の公職にある者の如きは

此の廉潔の心得を以て事務に當らねばならぬ事であります。而して若し貪汚の行があつたならば、大に愧つべきことであると知つて、一層心狀を高潔に持たねばなりません。之を廉恥といふのであります。古への武士は其の身を持つることが頗る高潔であつて、敢て世の濁りに染まなかつた。之は廉耻心が強かつたからであります。當時の諺に「武士は喰はねど高楊枝」といつたのは半面に其の廉潔を表はして居るのであります。所が人は少しく權勢ある地位に就くとか、便利なる地位に坐するときは、兎角不正不義を働き、或は他の請托を受けたり、或は賄賂を收めて自家を肥すことを計るものであります。此等は法律の禁する所であつて、一たび悪事露顯に及べば、忽ち縲紲の辱めを受けねばならぬのであります。されば公民たる者の如きは、一層此の心得の必要なるを了解して世に處し、事を正しく行はねばならぬとであります。

訓言

富と貴とは、是れ人の欲する所なり、其の道を以てせずして之を得ば處らざる也、

貧と賤とは、是れ人の惡む所なり、其の道を以てせずして、之を得ば、去らざるなり(孔子)

其の義にあらず、其の道にあらざるや、之に祿するに天下を以てするとも、願みず、乃至一介を以て人に與へず、一介も以て諸を人に取らず(孟子)

貧は士の常、貧にして能く樂む、清淨の福我より之を受く(聯瑾)

眞廉は廉名なし、名を立つるは正に貧たる所以也(菜根譚)

廉勤公に奉じて、當さに其の職務を盡すべし、官を曠うして鋪廢すべからざるなり、(擊蒙要訣)

薰仲舒曰く、其の義を正して其の利を謀らず、其の道を明かにして、其の功を計らず(前漢書)

仕官は常に其の不遇を以て之に處せば、則ち無事なり(王漁之)

慚愧は衆善の衣服なり(大雲經)

比丘常に慚耻すべし、暫くも替ることを得る勿れ、若し慚耻を離るれば、則ち諸

の功德を失す(遺教經)

己を修め體を潔くし、心の垢を洗ひ除きて、言行忠信、以て表裏相應すべし(無量壽經)

羞ぢずんば反つて羞ぢ、羞づれば反つて羞ぢず(出曜經)

慚愧の水を以て塵勞を洗へば、身心共に清淨の器となる(心地觀經)

第六章 節 操

人は一たび正と知り義と信じて其の志を定めた以上は、堅固に其の身を持ち保へて、何處までも其の意思を變へぬやうにせねばならぬ、之を節操といふのであります。東洋の婦人が古來一たび嫁いては夫の家を我家とし、平生身を嚴重に持して浮名を立つるを恐るゝのみならず、早く夫と別れても再び嫁かなかつたといふ如きも、婦人としての節操であります。之と同じく紳士として國士として一たび主義を定めた以上は、一時の利害などの爲に之を變じてはならぬことでもあります。今日政黨、

政黨などに關係せる者が往々にして節義を賣り、利の爲に其の主義主張を變ずる者あるは、如何にも耻づべきの至りであります。古への武士が名を重んじたといふのも、畢竟此の節操を守る爲であります。南北朝分立の時に、朝に南朝に仕へ夕に北朝に走るといふ如き武士は到底名を後世に垂るゝを得なかつたのであります。反て楠氏一族の如き數代節義を失はずして忠勤を抽んだ者は千古芳ばしき名を傳へて居るのであります。今日にても、節義を缺ける者は世に疎んせられ、其の惡名は何時までも消えぬのみならず、假令一時節を賣りて富を得位を得ても世人之を齒せず、若し一旦不幸を招き失意に陥つては、更に之を顧みる人なきに至るのであります。されば節操といふことは公民としては、一層よく之を守り、總て己が所信を變せず、又他の誘惑に陥らずして、正當に權利を行使せねばならぬとであります。

訓 言

命は義に縁て輕し(後溪書)
當さに生くべくは當さに生くべし、當さに死すべくは、當さに死すべし、今日百

鍾も明日之を失し、今日富貴も明日餓死して亦郵まず、唯だ義の在る所のみ(程子)
歳寒うして然る後、松柏の凋に後るゝを知るなり(孔子)

一に之を齊うして終身改めず(禮記)

其の徳を恒にして貞(易經)

經)

我心石に匪す轉すべからざるなり、我心席にあらす、卷くべからざるなり、(詩)

婀娜なる貞婦は上帝の完全なる妙作なり、天使の眞正なる光榮なり、地上の珍貴なる靈性なり、世界の單一なる佳品なり(ハームス)

貞操は唯一無價の財寶にして、之を得んには、皇后も市人の妻と競争せざるを得ず(シレル)

第七章 公德

人は總て國家社會に對する義務として、徳義を重んじ、己が不心得や不注意の爲

に、公共物や公衆に損害を與へてはならぬのであります、されば社會に對する務の一として、先づ公共心を養ひ、公共物を重んずる習慣を養はねばなりません、則ち社會進歩の必要や、或は社會安寧の維持、又は公衆の便利娛樂等に供へたる物にて、小は町村の組合より大は府縣國家等が世人の爲に設け備へた物品に對しては、其の大小精粗に拘はらず、間接に吾等を保護し、各人を補益するものとして、常に之を尊重せねばならぬのであります。例へば神社佛閣とか、公園遊覽所とか、或は學校とか官衙とか或は道路橋梁とか、一般公衆の爲に世に存せる物は、皆公共物なるを知り、此等公共物に對しては、其の存在の目的を解し、又必要なる所以をも辨へて、自分一人や或は自己一家の利益の爲に之を破壊したり、或は汚損してはならぬのであります。又一箇人或は會社などに屬して居る汽船汽車等の類も、之は公共物ではないが、矢張り公衆の便益を謀る爲に存在して居る物であるから、公共物同様に注意せねばならぬのであります。又自己一人の利慾を思ひ、その意の儘に振舞ふといふ如きは、全く社會の一員たるを忘るゝものであつて、公德を解せぬ所以であります。

此の公德は近時我國に於ても多少注意するやうになりましたが、昔時の風習が残つて居つて、未だ深く注意する所のないのは、大に反省せねばならぬ所であります。

訓言

凡そ公德には消極積極の別あり、先づ消極を行ひて後積極に及ぶを順序とす、然れども實際は此の順序に従ふことを要せず、今消極上より國民公德の缺失せる條目を數ふるときは大略左の如し、

- (一) 時間の定めを守らざる事
- (二) 會合の節無斷にて缺席する事
- (三) 公園の花弁を折り、又は出入禁制の場所に踏入る事
- (四) 土藏板塀其の他神社佛閣の外圍に落書きする事
- (五) 役所、旅館其の他共同の便所を汚す事
- (六) 汽車汽船又は乗合馬車(電車)の内にて獨り便利を占領し、他人の迷惑を顧みざる事

- (七) 汽車汽船(電車)の昇降、其の他總て混雜の場所にて人を押退け、獨り先に出る事

- (八) 己れの物を大切にし、他人の物を粗末にする事
- (九) 書物其の外、他人の物を借り、損壞したるまゝにて返却する事
- (十) 借金返済の期限を怠る事、殊に恩借金は甚だしとす。
- (十一) 甚だしき重荷を曳きて道路を破壊する事
- (十二) 田畠敷地等他人との境界に付きて私を爲す事
- (十三) 共同水利に付き、獨り便利を占めんとする事
- (十四) 人家の果物を竊み、又は他人の山林を盜伐する事
- (十五) 器物等の外見の美にして内實の粗惡なる物を造る事
- (十六) 織物等の如き其の染色美なるが如くにして、褪色し易き物、又は口元の一ニ尺は丁寧にして奥の方は粗末なる品を作る事
- (十七) 惡品を以て良品なりと稱し、又は辯舌を以て人を欺き不當の價を貪る事

(十八)己れ一個の大利を得んが爲に、衆人を苦むる事
右は其の大略なり、此の外猶は許多あるべきなれども、他は推して知るべし。此
の十八條全く改善するときは、國民の風體は大に善美となるべし。

積極の方より公德の必要なるものを擧ぐれば大略左の如くなるべし。

(一)自治の精神を養ふ事

(二)教育衛生を奨むる事

(三)財産共通の法を行ふ事

(四)總て其の土地の悪風俗を改善する事

(五)同市町村に住する者は、同心協力して利害共に相助くべき事

(六)水火盜賊飢饉を豫防する法を行はざるべからず、是を行ふには一市町村其の
他關係の土地は連合して之を爲すべし、然らざれば其の効なき事

(七)總て同市町村の利益となるべき事を發見したらば、況く諸人に告げて共に幸
福を受くべき事

(八)善行者あらば、其の徳を表彰し良善の發明者あらば、其の力を助けて、其の
事を成就せしむべき事

(九)冤罪者あらば、其の抑鬱を伸べんことを謀るべき事

(十)孤兒寡婦又は無能力者が、奸猾者に欺罔せらるゝことあらば、速かに之を救
ふべき事

(十一)貧人又は不具廢疾の者は之を救助すべき事

但し米錢を恵むのみならず、生業の道を與ふるを專一とすべし、

(十二)國家公益の事あらば、力を盡して之を助くべき事

(十三)貧富の不平均を豫防するの法を考究し、機會あらば之を實行すべき事

(十四)一市町村内に紛議の起ることあらば、務めて之を救済すべき事

(十五)己が市町村と他の市町村との間に紛争の起ることあらば、私見を棄て、公
義に従ふべき事

(十六)國家的利害と地方的利害と相衝突することあらば、地方的利害を後にし、

國家的利害を先にすべき事

(十七) 國家の經濟に注意し、外國貿易の不均等を挽回すべき事

(十八) 己の一身又は市町村を富まさんと欲せば、總て國家を富ますの念を以て之を爲すべき事

右積極の公德の大略なり、此の他は推して知るべし、此の中第十一、第十二の二條は、専ら富人の爲すべき事なれども中産の者も、亦力量に應じて之を爲すべし。若し自ら爲すの資産なき者は、富人を勸めて、之を行はしむべし、此の十八條行はるゝときは國民文明の度大に進み、善良なる憲政々治の基礎堅立すべし、然れども一人にて盡く之を行はん事は甚だ難し、唯だ是を目的として、此の中二條にても三條にても、力を量りて之を行はんことを務むべし(西村茂樹)

第八章 公 共 心

公德心あると共に社會に對する公共心かなければ、未だ眞に發達したる文明國民

と稱することは出来ません、之は我が國民の最も注意して、今より一層其の進歩を促かすべきものであります。例へば英國の如きは教育に衛生に總ての公共事業發達し、各區には區立の圖書館ありて新舊の圖書を備へ、區の住民は何人を問はず無料にて借覽することを得べく、其の圖書館にては出版業者より多くの新刊書を割引にて買入れ、之を備へ付けるのであつて、其の數全國を通じて非常に多く、爲に出版者も此等圖書館の備付部數に合せて出版し毫も冒險的に事を扱ふことはないといひます。又公衆衛生の爲に各貧民區には、肉類廉價販賣所を設けて、貧民に對して、極めて廉價に肉を賣渡す仕組もあり、下等民は之が爲に非常に恩恵を被つて居るのでありとす。又各區にも公共錢湯があつて、一回の入浴料二十五錢を投ずれば一人獨占の湯風呂に浴し、身體を清潔にすることを得るのであります。其の他慈善的の公共事業は大に發達し、貧困者を治療し救助すべき施療院や救貧院が到る處に建てられ、鰥寡孤獨、廢疾不具者及び不幸の罹災民等は此處にて救助せらるゝのであります。凡そ此等の設備といふものは、皆公民の寄附に依るのであります、英人は

かゝる公共事業に金銭を投ずるを以て名譽と心得て居るのであります。此等の點は大に我が國民殊に公民の資格ある者の大に學ぶべき所であります。

第九章 同情

人は元來、社交的動物であつて、相互に團結し扶助して社會的生活を營んで居るものであります。されば同情といふ心掛は自然に發生したもので、ダーウインの如き進化論者でも、人類は生後九ヶ月にして同情心の發芽を見るといひ、ペーレーは十二ヶ月にして之を認むることが出来るといつて居る、而して其の同情心の表はし方は、同情せらるゝ者の傍らに近附きて、之を抱いたり或は撫るといふ所より歩を進めるといつて居るのであります。

此の同情には二方面があつて、一は他の幸福に對する同情と、一は他の困難に對する同情とであります。他人の幸福に對する同情といふことは、社會成立の上にならざるに就いて必要が少いのと、之と同時に嫉妬とか抗争するとかいふ情念の爲に壓せらるゝ

所より、兎角發達し難いのであります。之に反して他人の困難に對する同情といふ方は、社會成立の上にならざるに就いて必要があるのみならず、之を嫉妬し、之と抗争するといふ事が少いから、著しく同情となつて現はれるのであります。例へば他人の不幸を憫み、他人の災厄に罹れるを憐み、或は廢疾不具とか鰥寡孤獨を憐むといふ如きは、皆其の者の境遇に同情して之を慰め之を濟ふといふことになるのであります。世間にいふ所の不惑とか氣の毒とかアワレな者とかいふのは、皆此の同情心の發現したものであります。要するに同情とは他人の幸福を見て喜び、他人の不幸を見て憂ふるといふ意味であります。

訓言

喪する者の側に食すれば、未だ嘗て飽かざるなり(禮記)

鰥寡孤獨此の四者は天下の窮民にして告ぐるなきものなり(孟子)

人皆人に忍びざるの心あり、(同上)

惻隱の心は仁の端なり(同上)

文王は民を視ること傷むが如し、
奴を酷し婢を虐し、楚苦憐むに堪へたり、且つ渠も亦人の子、我より少き所の者は唯だ錢のみ、我身をして此に當らしめば將た如何ぞや(廻吉録家政門)
誰も皆我身をつみて思ふべし、

命は惜きものとしらすや(慈鎮和尚)

落ぶれて袖に涙のかゝるとき

人の心のおくぞしらるゝ(讀人不知)

哀れまんと思ふ心の廣けれど

はごくむ袖の狭くもあるかな(天台座主仁覺)

門に立ち物乞ふ聲を聞くなれば

哀れと思へ物くれずとも(讀人不知)

おもひやれ遣ふも人の思ひ子を

我が思ひ子におもひくらべて(吉川惟足)

とくかすめとくく霞め放鳥(茶)

雪の日やあれも人の子樽拾ひ(安藤冠里侯)

我子なら供にはやらじ夜の雪(羽紅)

霜やけの手をふいてやる雪まるげ(同上)

第十章 慈 善

同情心の表面に現はれたのが慈悲であります、慈悲とは他人を慈しみ悲む心得であつて、人として慈悲心なき者は、禽獸にも劣れりと古人は戒めて居るのであります。蓋し此の世は未だ完全なる社會として發達して居りませぬから、生活上困難をして居る者も多いのであります。又生れ付き不具の者もあれば、早く父母に別れたる孤兒もあり、又夫や妻を失ふたる老人もあり、時には天災や地變や流行病等の災害に罹つて一家不幸を重ねて居る者もあります。此等の憐れむべき者に對して慈悲の心を以て、自分の能ふ限りを盡して之を救濟するといふことは、人としての社會

に對する任務であります。

此の慈悲を一層擴げて、他人に對して社會に對して廣く善行をするのを慈善といふのであります、尙ほ一層之を擴めて、知らぬ他國の人までも其の不幸災厄を救ふのを博愛といふのであります。明治先帝の二十三年に下し給ひたる勅語には「博愛衆に及ぼし」と示させ給ひ、又畏くも御内帑を割きて慈善救恤の爲に濟生會の基を開かせ給ふたのであります、其の他昭憲皇太后陛下、又現今の天皇皇后兩陛下等の御思召によつて博愛慈善の御企か諸所に設けられ、今日現存する全國の慈善團體といふものは、皆其の澤を被むつて居るのであります。苟も人として立ち少しく餘裕あるに至れば、及ぶ限り、博く衆を愛して、此の高尙なる人生の務を盡すやうにせねばならぬことであります。

訓 言

餘りあるを待て人を濟へば、終に人を濟ふの日なし(聯瑾)
無益を以て冥福を求むるを爲さんよりは、有益にして以て生人を濟ふを爲すに若

かす(紳瑜)

諸有の善根は慈を根本と爲す(涅槃經)

慈心は即ち是れ一切安樂の因縁なり(優婆塞戒經)

慈心を以て一人に施す功德は、大なること地の如く、己れの爲に一切に施すは、

報ひを得ること芥子の如し(大丈夫論)

若し施す物なき時は、他人の施を爲すを見れば、身を以て往いて之を助けよ(優婆

塞戒經)

淫徳ある者は必ず陽報あり(世説)

積善の家には餘慶あり、不積善の家には餘殃あり(周易)

金を積みて以て子孫に遺すも、子孫未だ必ずしも能く守らず、書を積んで以て子

孫に遺すも、子孫未だ必ずしも能く讀まず、陰徳を冥々の中に積み、以て子孫長久

の計を爲すに如かず(司馬溫公家訓)

世の中に蒔かすに生へしたためしなし

まきてぞ遂に運や開けん(慈眼和尚)

慈悲の目に憎しと思ふ人はなし

科ある身こそなほ哀れなれ(真阿上人)

己れの欲する所は之を人に施せ(耶蘇)

聖人は一視にして同仁、近きに篤うし、遠きを擧ぐ(朱子)

民は吾が同胞なり、汎く衆を愛して仁に親しめ(張載)

第十一章 献 身

人は如何なる職業に従事する者でも、熱心誠實に之が務を盡すと共に、一身を其の事に献けて好成绩を揚げるやうにせねばならぬことであります。かくてこそ成功を見ることが出来るのみならず、國家の進運を來し、社會の繁榮を齎らすものでありとす。即ち公職に従ふとか會社事業に従ふ者の如きは、一層此の心掛がなければなりません。殊に學術の蘊奥を究めるとか或は特種の發明を爲さんとするとか、或

は青少年の教育事業に従ふて居る者は、餘りに其の事が華やかならずして、一時世に表はれずとも、後來大に其の感化影響を國家社會の上に與ふる力となるのでありますから、甘んじて其の業務に従ひ、熱心之に盡さねばならぬことであります。之を献身的精神といふのであります。

訓 言

仁者は難を先にして獲るを後にす(論語)

志士仁人は生を求めて以て仁を害するなし、身を殺して以て仁を成すあり(同上)

呂子曰く、士の人たる、理に當て其の難を避けず、患に臨みて利を忘れ、生を遣り、義を行ひ、死を視ること歸するが如し(諸子彙函)

働きは後にしらるゝ案山子かな(平砂)
人に著せて裸でくらす綿木かな(逸名)

第十二章 自尊自重

人は自ら尊び自ら重んずる所がなくはなりません、自ら尊ぶ所に獨立の氣象は養はれ、自ら重んずる所に節義廉耻の風は生ずるのであります。特に此の觀念は個人としてのみならず、國民としても確に有して居らねばならぬことでもあります。英國人は此の觀念が國民として存じて居りますから、外國に對して國體的に自尊心を發揮して居ります、即ち英國人は外國に出て、も自國語を用ひ、他國の言語を用ひず、佛京巴里などにあつても、商店も旅館も料理屋もイングリシ、スポークンといふ文字を大書して目立てる處に立て、以て英人を起さんとして居るのであります、之に反して英京倫敦にあつては、市中如何なる場處にても、何處を探しても佛語獨逸語を用ひて居る看板を發見しないといひます、これ畢竟英國人の自尊心に基つくもので、彼の富強を成した基であります。されば英國人は家屋の構造、道路の開通なども、専ら實用を主として體裁を繕はず、又好んで自國の製品を用ひ、衣服裝飾品に至るまで粗對なる自國品を使用し、實質の丈夫にして永久に堪ゆる物を用ひて居ります。又此の氣風は青少年にも自然に存じ、小兒にして漸く成長し學校を卒業すれば

全く親の扶助を受けずして獨立し、自活の道を求めて、遠く殖民地でも赴くのであります。又其の父兄も早く隱居して子息の世話になるなど、いふ依頼心を有ちませぬ、此等の精神は或點迄は我が國民の大に學ばねばならぬ所であります。

訓言

人當さに自信自守すべし、之を稱譽し、之を承奉すと雖も、亦之が爲に喜びを加へず、之を毀謗し、之を侮慢すと雖も、亦之が爲に沮みを加へず(從政名言)

達人は自我を貴ぶ(謝靈運)

井蛙は以て海を語るべからず(莊子)

高山に昇らざれば、天の高さを知らざる也、先王の道を聞かざれば、學問の大なるを知らざる也(大戴禮)

仁義忠信、善を樂んで倦まざるは、此れ天爵なり、公卿大夫は此れ人爵なり、古への人其の天爵を修めて人爵之に従ふ、今の人其の天爵を修めて以て人爵を要む、既に人爵を得て其の天爵を棄つ、則ち惑へるの甚だしきものなり、終に亦必ず亡び

て己まん(孟子)

事を聞いて喜ばず驚かざる者、以て大事に當るべし(讀書録)

石よりも介く、日を終へず貞吉(周易)

學者當さに常に志士溝壑に在るを忘れざるを以て念とすべし、則ち道義重うして死生を計較するの心輕し(朱子)

第十三章 進取

獨立自尊の精神あると共に、吾等は進取の氣象を以て事に従はねばなりません。單に自尊心のみあつても、何等事業に着手することもなく、又着手しても消極的の段のみ執つて居つては、決して其の事業の盛大なる發展を見ることは出来ないであります。即ち進取といふのは、何事にも向上發展せんことを己が心に期して、進んで取らんとする所の勇氣の謂であります、此の心掛ある者は、獨り個人として成功するのみならず、國としても繁榮富強なることを得るのであります。

我が同盟國なる英國が今日の富を致して宇内に雄飛するに至つた大原因は、全く國民が進取の氣象に富み、世界を家として冒險遠征し、到る處に殖民して海外の富を吸収したからであります。英國の諺に「富は海に在り、幸福は海に求むべし」といつて居るのは、即ち其の例證でありまして、之は畢竟英國人なる者が、羅馬帝國時代より、冒險思想に富みたる人種の交々海を越えて英國に渡り、遂に劣等の本土民族を征服して其の地位を占めた民族たる故であります。我が日本國の如きは、之とは聊か事情を異にして居るやうであります。太古以來冒險進取の氣象に富んで居つた民族で、常に四方を征服して國威を示したのでありますから、今後の我等日本國民たる者は、更に進んで大に海外に發展することを講究せねばなりません。然らざれば萬國交通の現代に於て、終に其の國を衰弱ならしめるより外はないのであります。

訓言

天の與ふる所を取らざれば、反て其の咎を受けん(史記)

君子は幾を見て作す、日の終るを俟たず(易經)
當つて碎ける(心學俗諺)

自反して縮らすんば、褐寬博といへども吾れ憚れず、自反して縮れば、千萬人と雖も、吾れ往かん(孟子)

三軍帥を奪ふべきなり、匹夫も志を奪ふべからざる也(論語)
勇氣ある人は、宜しく畏るべき事は之を畏るれども、其の他の事は之を畏るゝ事なし(アリストートル)

勇者は最初より勇敢なり(コルネーユ)
人の一生は殊に心志の勞苦或は肢體の勞苦によりて、果實を結ぶ事あり、奮勵又奮勵は人生なり、予は年來斯の如く踐み行へり、天下の事吾が勇氣を傷るものなし、蓋し人間の何事をも成就し得べきは、一箇強猛の精神と、一箇正經の目的とを以てするにあり(シエツファー)

第十四章 勤 勉

勤勉の人生に必要なことは今更言を待たぬ所であつて、個人としての立身も、致富も、健康も、皆勤勉の齎らす幸福に外ならぬのであります。古人の句にも「働けば氷の間もなし水車」とある通り、實に眞理は平凡の裡に存じて居ります。特に現代は國民が一致協力して自己の國家を守り立て、政治を行ふて居るのでありますから、獨り個人としてのみならず、國民として大に努力し大に勤勉して、國富を増進し國力を充實せしむるやうにせねばならぬのであります。畏くも戊申詔書に「忠實業ニ服シ、勤儉産ヲ治メ」と示されてあるのが、即ち此の勤勉の必要を教諭せられたらものに外ならぬのであります。

獨逸國の今日あるは、全く同國民の勤勉努力によつて學術を進歩せしめ、實業を發達せしめ、よく智能と共に國富を造り、敵ながらも天晴の振舞をして居るのであります。又英國の富は言ふまでもなく數百年來同國民勤勉の賜でありまして、同國

人は總て事務を活潑に所扱ひ、成るべく腰を下すことを避けて居ります。それ故に職工場は勿論、役所向きの所にて、多くは椅子を用ひず、何れも立ちながら事務を辨して居るといふことであります。これ等は我が國民の今後大に學ばねばならぬ所でありませう。要するに勤勉といふことは、口頭の事ではありません、實際事實の上に活動して、其の實績を擧ぐることの謂であります。

訓 言

財を生ずるに道あり、力むるを本と爲す(孔子)

勤を無價の寶とす(聯瑾)

懸念なく其の結果を得んと埃たば、極力事を爲すべし(ラスキン)

成ると成らざるとは、單に各自の勉強如何に在るのみ、予は生れてより、以來、未だ嘗て諸子の中の、最も謙遜なる一少年に爲し得ざる程の、何事をも爲せし事なし(ビーボデー)

時の貴重なる事は誰しも言ふ事なり、併し之を實行する者は極めて少し(チエス)

ターフィールド)

少年よ、徒消せられたる一時間は、將來の不幸に機會を與ふ(ナボレオン)

時は之を貪慾的に求めて可なる唯一の財寶なり(セネカ)

能く時を利用するは、是れ非常の利息を附して貯蓄し置くに異ならず、之に反して時を徒費するは、是れ得べきの利益を失ふなり(チエスターフィールド)

此日永遠より來り、夕に及んで永遠に歸る、白日復た來る、浪費せざらんことを

勉めよ(カーライル)

予が生活を能ふ限り長からしめんが爲に、能ふ限り短く眠れり(ビートル大帝)

余をして一個人たらしめしものは、常に余が時間の十五分前なりき(ネルソン)

予は常に一小冊子を懐中する事を忘れず、これ余は不慮に來る一分の空時間をも

逸せざらんが爲なり(グラッドストーン)

第十五章 儉 約

勤勉と同時に儉約を守るべき必要は、何人も知らぬ者なき所で、これは古來疑ふ所なき眞理であります、戊申詔書に「勤儉産ヲ治メ」と仰せられて、勤勉と共に儉約をして産業を治めよと示された通り、如何に勤勉努力しても節約整理が之に伴はなければ、事業を成就し財産を貯蓄することは出来ないのであります。特に今日は個人としてのみならず國民として大に勤勉し、大に儉約し、よく節約利用して眞に國富を増進し國力を充實せしむるやうに勉めねばならぬことであります。獨逸國民の目下大戦争に堪へ得る大根柢は全く節約利用の巧みなるにあつて、殆ど無より有を生せしめて聯合國に當つて居るのであります。其の物資の豊富にして、何時までも疲弊の狀なきは、要するに儉約の實行に存じて居るのであります。此等の點は大に我が國民の今後に學ぶべき所であります。

古來國民として榮を列國間に存したものは、何れも儉約を實行して奢侈を禁し費澤を慎んだものであります、諸葛孔明の語にも「國は儉を以て興り奢を以て亡ぶ」とあるのは千載の眞理であつて、今後我が國民の大に注意せねばならぬ所でありませう。

訓 言

天地節して四時成る、節するに制度を以てすれば、財を傷らず、民を害はず（易經）

國奢れば、則ち之を示すに儉を以てす、國儉なれば、則ち之に示すに禮を以てす（禮記）

奢る者は富んで足らず、何ぞ儉者の貧にして餘りあるに如かんや（菜根譚）
少許の利益に注意せんよりは、寧ろ少許の費用に注意するに如かず、これ節儉の要なり（ベーコン）

少許の費用に注意せよ、少なき裂け目は大船を沈没さす事あり（フランクリン）
節儉は細心の娘、節制の姉妹にして、自由の母なり、奢侈なる人は速かに貧困に

陥る(ジョンソン)

食は口腹に充つれば足る、何ぞ美味を要せんや(アレキサンダー大王)
現在よりも一層高度の生活を爲さんとする人は、久しからずして數層低度の生活を爲さざるを得ざるの危険あり(アヂソン)

第十六章 堅 忍

堅忍とは堅志あつて忍耐するの謂であります、即ちどこまでも事業を貫徹せんとする堅確なる精神があつて、其の精神を持続してよく物事を耐へ忍び、艱難苦楚に逢ふても之に挫折せぬ状態をいふのであります。此の堅忍の事業を成すに必要なことは、古來の事實が明かに吾人に示して居るのであります、個人としての成功も、國民としての勃興も、皆この精神の強烈によることであります。英國人などは此の心掛厚くして、一たび己れに得たる職業は終身其の志を改めず、職務に精勵して、最後の成功を期して居ります、即ち一旦相當の職務に従事すれば、能く二十年

三十年の久しきに耐へて、決して倦む所がないのであります。又一家を處理する婦人にありても、此の心掛あつて所謂根氣よきこと驚くべき程であるといひます、即ち一家の家計は勿論、子女の教養に心を盡して一日を忙殺されながらも、毫も屈する色なく、夜は又編物を爲し裁縫を爲し、以て夜を日に繼いで居るといふことでもあります。我が國民の如きも、古來随分忍耐強き國民であつて、それが爲に個人として成功せるのみならず、國家社會をも富強繁榮ならしめたのでありますけれども、今後は倍々世界的に我國の地歩を進めねばならぬのでありますから、古人に倍して堅忍持久以て最後の勝利を得るやうに、今より勤儉の臍を固めて、よく我が國をして世界に冠たる富強國たらしめねばならぬことでもあります。

訓 言

忍の徳たる事、持戒苦行も及ぶ事能はず、能く忍を行する者を名づけて、有力の大人と爲す、若夫れ悪罵の毒を歡喜し忍受して甘露を呑むが如くする事能はざる者は入道智慧の人と名づけず(遺教經)

忍耐は氣力なり、悪を懐かざるが故に、兼て安健を加ふ、忍者悪なし、必ず人に尊ばる(四十二章經)

忍を安宅と爲す、如何となれば、災怪生せざるを以てなり、忍を神鎧となす、即ち衆兵も加はらざればなり、忍は大船なり、能く難を渡るを得、忍は良薬なり、能く衆命を濟ふ(忍辱經)

忍耐を涵養せよ、何事も忍耐せる者に必ず來るべし、時は決して錯を持ち去らず、又好機も能く堅忍せる者に必ず來るべし、忍耐、溫和、謙遜は精神の確實なる保護者なり、而して勤勉と相俟て遂に稀世の財富を積ましむるに至らん、吾人に向つて、正當に吾人の所有たるべき物を持來るは忍耐なり、時は驚くべき大業を成功せしむ、而して其の成功に達する徑路は忍耐なり(マーシャル、ウエート)

我等をして忍耐せしめよ。大なる苦痛は地より來らず。天の恩恵は屢々此の苦痛を我等に賽す事あり(ロングフエロー)

人として生れし限り、苦痛を遁れんとする勿れ、唯だ苦痛に耐ふるこそ肝要なれ、

若し苦痛を遁れんと望めば、神となるか死するに若かず(メナソグ)

汝若し鐵砧ならば忍耐せよ、汝若し鐵槌ならば強く打て(フレデリック)

第十七章 規 律

勤儉であり堅忍であると同時に、日常規律を重んじ、何事にも秩序を立て、終始整然として一貫するやうにせねばならぬこととあります。即ち行住座臥の事、飲食の事、運動の事、應對の事などに至るまで、一切の事に秩序を立て、一絲紊れぬやうにせねばなりません。之は家庭のみならず、學校にても、官衙にても、よく規則を守り、決して之を違背して顧みないといふ如き不仕未があつてはならぬのであります。

英國人は最もよく規律を重んずる國民であつて、常に規律ある生活をして居るのであります。即ち早朝に風呂に入り、或は身體を拭ひ、それより爪を取り髯を剃り、頭髪を梳き分け、然る後に朝食を濟ませ、又午餐前には必ず顔を洗ひ手を洗ふて後

ナイフを執るのであります。そして晚餐には中流以上の家庭にては、燕尾服を着して食卓に着くといひます。其の他芝居を見物するにしても、背廣のまゝ見物する者なく、其の見物も秩序至て正しく、込合の節は二三丁間も一列に立ちて静かに木戸の開くを待つて居るといひます。又家庭の用向とても秩序が立つて居つて、下男下女を多く使ふ家にも、用事の日と時間を定め、金曜とか木曜とか其の日によつて一週間の用向を定め、日曜の午後より九時迄は下男下女にも休暇を與へて隨意に散歩せしめるといひます。之は畢竟秩序が立つて規律生活をして居るから、自然にかゝる餘裕を時間の上に生ずるのであります。これは我が國家の學ぶべき所であり

訓 言

俊傑とは群集の中に處して、虚心平氣、獨居の嚴肅を保つ者なり(エマーソン)
物に本末あり、事に終始あり、先後する所を知れば則ち道に近し、(大學)
君子の道は、譬へば遠きを行くが如し、必ず近きよりす、譬へば高きに登るが如し、必ず卑きよりす(中庸)

第十八章 情 誼

情誼とは人情に篤くしてよく友誼を守る心得をいふのであります。蓋し人として此の世に存する上に最も頼みとすべきは父母兄弟であります。之に次ぐものは友人であります。されば勅語には「朋友相信」と示されてあります。之は單なる交際には信義を守りて相欺かず、少しく親しくなれば、喜憂を分かち合ふやうになり、更に親交を加ふるに至れば、骨肉の間も及ばぬ程にまで利害休戚を共にするに至るからであります。此の友人に對する友誼を極めて廣く世人に對し、交際に於ても取引に於いても決して他を欺くことなく、よく親切に待遇すに至れば、始めてよく情誼を盡せるものといへるのであります。

英國人などは、さすがに長き歲月の間海外の人と廣く交つて居るだけに、此の情誼に於て頗る發達したものであります。即ち他國の人といへども、一旦交際を結ん

だ上は、一方が道義に悖れる行なき限りは、どこまでも永久に繼續して終生渝らぬのであります。之が爲に居所近き者は相往來して交情を温め、遠き者は音信を通じ、寫眞を交換し、以て其の消息を通ずることを怠らぬのであります。加之假令心ばかりの馳走をするにしても、満身の真情を捧げて、客を待遇し、客をして満足せしめねば止まぬ習慣があります。此等は實に交際の秘訣を得たものであつて、かくて誠を人の腹中に置きて、腹藏なき眞の交際を續け得るのであります。

訓言

君子は文を以て友を會し、友を以て仁を輔く(論語)

朋あり、遠方より來る、亦樂しからずや(同上)

益者三友、損者三友、直を友とし、諒を友とし、多聞を友とするは益なり、便僻を友とし、善柔を友とし、便佞を友とするは損なり(同上)

善を責むるは朋友の道なり(孟子)

長を挾まず、貴を挾まず、兄弟を挾まず、而して友を友とする者は、其の徳を共に

にする也、以て挾むあるべからざる也(同上)

一死一生、乃ち交情を知り、一貧一富乃ち交態を知り、一貴一賤交情乃ち見は

る(史記)

人生より友誼を除けば、恰も世界より太陽を除きたるが如し、何となれば、友誼より善良愉快なる者は、聖人が、天命より受けたる事物の中に就いて、一物もなければなり(シセロ)

朋友に交はる時は、悟性をして、暗黒より出て、日光の中に入らしめ、思想の混雑を免れしめ、恰も風雨中より晴天を産出せしむるが如し、而して一層我が思想を左右するを得、一層正しく之を整理する事を得、萬事に就て聰慧なる處理を施すを得るは、友人に謀る時にあり、故に終日獨居默思するよりは、一時間、朋友と談論するは勝れり、眞に憐むべき孤獨の境にある人とは、眞友なき人なり、眞友なき世界は、恰も荒野の如し(ベーコン)

若し人智慧ある善友に親近せば、能く身心をして内外共に清淨ならしむ、斯れを

即ち名づけて眞善丈夫と爲す(大莊嚴經論)

第十九章 信用

實際上に情誼の必要なる如く、取引上には信用といふものを重んぜねばなりません。信用のない國ほど野蠻未開であつて、社會的に發達して居ない國民といはねばなりません。我國の如きは、近時大に取引上の信用に注意を拂ふやうになりましたけれども、尙未だに封建時代の割據的遺風があつて親疎の間に分け隔てを爲し、代價を二三にするのみならず、品物の精粗をも二三にし、特に見本品よりも現物を悪くして一時の利益を得んとする者さへあります。之は大に戒めねばならぬことであつて、特に海外貿易に従事する者の如きは、一層信用を重んじて、此等の點に十二分の注意を拂はねばならぬことでもあります。

英國の如きは、此の信用を重んずるといふ心掛が十分發達して居りまして、銀行會社といひ個人にしても、或る場合の口約束すら之を履行して損害を保險して呉れ

或は偽造券すらも自己銀行の信用に關するとして、之を引取る銀行さへあるといひます。されば預金に請求を出さず、取引の如きも現金にて行はず、多くは約束手形を以てし、代金請求の如きも從て悠々として又物品を修繕する爲に預れる品物にも、預證を出さず、個人も亦之に對して皆正直勤勉であつて、決して虚欺を働く者なく、商業の確實なること驚くべきほどであるといひます。我が國民たる者は、大に之に倣ひて、漸次信用を重んじ、事業を確實に親切に取扱ふやうにせねばならぬこととであります。

下篇 公民美談

(一) フルタスの正義公平

今は昔、歐羅巴が羅馬帝國に一統せられて居つた時しも、シーザーといふ英雄が大なる戦功を以て帝位に登り、漸く壓制を行ひましたから、フルタスとカシユスといへる兩人は相謀つてシーザーを羅馬の朝廷に刺殺したのであります。所が幾くも

なく小亞細亞なるサルヂスといへる國の人民が、羅馬帝國より派遣して居る駐在官ルシユス、ペラといふ人の公金盗用といふ事を訴へました、そこでブルタスは早速之を調査しました所が確かなる證據を得ましたから、當時の法律に照してペラの前額に烙印を施す所の刑に處したのであります、時にカシユスは其の刑を以て過重なりと考へ、且つペラは曾て高官に昇り、又ブルタスやカシユスとも友人であつた所から、ブルタスに向つて再考を促しました。而して曰く、自分は嘗て知人がベラと同じ罪を犯した時に、公然之を譴責したばかりであつて、依然其の職に居らせられた事がある」と。時に之を聞けるブルタスは答へて曰く、「我等は本年の三月某日共謀してシーザーを誅したのである、それは足下も忘れぬであらう、其のシーザーは自ら手を下して人民を壓制したことはなく、又殘虐の行爲のあつた譯でもない、唯だ彼人の罪過は、人民に對して暴虐なる輩の後援をしただけである。それを若し知人であり友人であるからとの緣故で、不正不義の徒を寛仁して宜いとするならば、吾等はシーザーを殺さないで、彼の横暴の下に屈從すべきである。何故なればか、

る屈從は唯だ怯隱の誘りを受けるのみである、けれども我黨の不正不義を行ふのを黙つて許すに於ては、自ら手を下して横暴を行ふのと、擇ぶ所はないのである。而して罪の重いものに軽い刑を以てしては、終に犯罪を懲戒することが出来ぬこと、ならう、それ故に予はペラを重刑に處したのである」と答へましたから、カシユスも争ふことを得なかつたのであります。此のブルタスの行ひは公平にして而も正義の擧といふべきであります。

(二) アリスタイデスの正義公平

同じ頃の偉人アリスタイデスといふ人が嘗て裁判官であつた時、原告人がアリスタイデスに向つて、「かの被告人は足下に大害を加へやうと思ふて隠謀を抱いて居る者である」と、告げた時、ア氏は徐ろに口を開いて、「好男子よ汝は被告が汝に向つて害を加へんとした次第を陳述さへすれば十分である、即ち今日は予に對して本件を判決するのでなくて、汝が訴訟を審理する爲に開かれたる法廷であることを忘れてはならぬと諭しました、如何にも公平正義であります。

又或年、詩人シスモンチスといへるが或る訴訟事件の爲に密かにア氏を訪ふて、自己に利益あるやうな判決を與へられんことを、それとはなしに乞ひました。其の時ア氏は之に答へていふやう「若し足下が詩を作るに當り、韻と調との規律に合はぬものを作つたならば、それは好詩人といふことは出来ずまい、それと同じ事で、予も亦、法律と正義とに戻つた裁判を下すことは出来ぬのであります。若しそれを敢てしたならば、善良なる法官、公正なる裁判官と言はるゝことは出来ぬではないか」と、かく答へましたから、詩人は黙つたといふことであります。如何にも公平にして正義の振舞であります。

(三) 司馬光の誠實

支那宋代の司馬光といふは、字を君實といひ、迂叟と號し陝州夏縣の人でありました。宋の神宗帝の時起て政治を執り、天下人民の爲に福利を増進せんとしたのであります。或時人あつて光に問ふて曰く「貴下は神に事へられますか如何でありますか」と、光は之に答へて曰く「勿論事へます」と、そこで重ねて如何なる神に事

へられますかと問ふた、光は之に答へて「外でもない、心の神に事へるのみであるといひました、さらばどうして事へられます」と尋ねた所、極めて簡單であります、即ち祭りもせねば供物もせず、唯だ欺かぬといふことを以て神に事へるのであります、君子は上は天を戴き、下は地を履み、身を其の中に容れて居るから、之を欺かうとしても出来ぬのである」といひました。そこで問ふた人は光の至言に感じ入つたといふ事であります。

(四) シローンの誠實仁慈

シローンといふは紀元前四百年代の人であつて、初め伊太利シラキユース國の將軍となり、後ち衆望を以て王位に即いた所の偉人でありました。嘗てシラキユースが、カルテージ國と戦ふた時シローンは諸軍を總督して大捷を得ましたが、其の本國に凱旋するや、直ちに國人の總會を開かしめ、代表者各々武器を携へて來會せよと命じました。かくて開會に際して、人々會場の様子を見た所、武器を携へないのは、シローン一人でありました、其の時シローンは、總會に出席して、明白に戦争中の

處置を報告し、軍費の出納は殊に詳しく之を説明しました、而して曰く、「若し此の處置に不満の點があるならば、予は甘んじて其の責に任じ、且つ其の罰を受けることを辭しませぬ」と、かく宣言しましたから、國人の代表者は皆其の意外なる所爲に驚き、又ジローンが一切の事を舉げて國人の判断に信頼した所の誠意に感激し、一齊に氏の説明を喝采し、異口同音に嘆賞しました、そこで満場一致を以て直ちに國王の尊號をジローンに贈り、且つ其の王位を世襲と定め、又平服せる彼の塑像を設けて其の功徳を表彰しました。そこでジローンは即位するや、公明と仁慈とを以て民に臨み、遂には國民より慈父の如く慕はれ、又自由の保護者などと尊敬せらるるに至りました。

其の後シユラキユースにて兵を國境外に派遣せねばならぬことゝなつた時、同國人は富裕に似合はず、其の國費を負擔することを好まぬを察し、彼れ自ら借款に依て其の費用に充て、後年悉く之を償還したのであります。然るにその後ジローン王間もなく崩御し其の後一百年を経たる時、シユラキユース國は、一度國民の自由

を失ふて奴隸の境涯に陥りましたが、後復たチモーリオン氏の爲に救はれたのであります、そこでチモーリオン氏は、專制君主の遺制を廢して國人の耳目を新にしやうと思ひ、且つ國庫の收入を多く得ん爲に、古來全國歴代の國王の塑像を賣拂はうとしました。それが爲に審理所を置きて、一々其の王の功罪を審理し、其の賣らぬを調べました所、歴代の國王は皆非行多くして其の像を賣る事に異論なく一決しました、獨り初代の王ジローンのみは、人民尙ほ異口同音に其の賣却を否決したといひます、これ其餘澤の人民に及べる結果であります。

(五) モスタファ、ザリの正直

土耳其人なるモスタファ、ザリといふ商人は、佛國の商人ド、ヴォーバンといふ者と協同して絹布業組合を營み、首府コンスタンチノーブルに商賣をして居りましたが、四年の後ヴォーバンは本國なる父の死に接し、其の遺産を相續する爲に佛蘭西へ歸ることゝなりました。そこで一先づ組合を解かうといふので、精算をしました所が、ザリは九百セキンスをヴォーバンより受取ることゝなりました。其の時ヴォ

ーバンは五個の囊に納れたる金を渡し、之を検査して受取つて呉れといひました、けれどもザリは深くヴォーバンを信用して居る所より、別に之を改めもせずして受取りました。かくて程なくヴォーバンは土京を去りましたが、間もなくザリは和蘭の一人商人に金を支拂ふこととなり、ヴォーバンの渡した金囊を差出し、之は最も信用する友人の置いて行つたのであるから、其の儘改めもせぬが、九百金ある筈である、今度の仕拂額の一分として受取つて下さい」と渡ししました、そこで和蘭商人は早速囊を開きて其の員数を調べて「相違ない」といつて納めやうとしましたが、ザリは最前より注意して、どうも幾分其の金が多いやうに感じ、今一應念の爲に改めて見ませうとて、今回はザリ自身に其の囊を開きて之を調べました所、金員は千五百セキンスあつて實に六百金の過剰でありました。そこでザリは更めて其の内の九百金だけを和蘭人に渡し、早速特使をヴォーバンの所へ遣しました。當時ヴォーバンは土京を距ること二十里許の地に暫時滞在して居つたのであります。其の時ザリは剩餘六百金を返すと共に書を送つていふやう「君の知らるゝ如く、予は君よ

り金囊を受取つた時、其の員数を改めなかつた。然るに今日其の金を和蘭人に支拂はんと思ひ、彼の囊を改めた所、六百金の過剰を得た。それを和蘭人は知らぬ顔して納めやうとして居つたが、予は早速取り返して君に送るのである、ツマリ此の金は固と君の誤算に出たものであるけれども、和蘭人も予も決して私すべきものではなく、かゝる不義の利益を僥倖するといふことは神も之を許さぬであらう」と。かくて兩人は長く交際を續けたといふことであります、ザリの行爲は如何にも、商人として正直なる振舞といふべきであります。

(六) 土耳其人某の正直

或年土耳其の首府コンスタンチノーブル府に大火がありました。其の時同首府中に一佛國人が住んで居りましたが、匆卒の際として、手に任せて貴重品を革包に入れ込み、之を携へて家を立退きました、然るにフト妻子を見失ふて頻に尋ねましたが、何分にも重い革包を持つて居るので、雑沓中を奔走する事が出来ない、進退谷まつて、如何ともする事が出来ない折しも、傍に居合せた土耳其人に件の革包を托して

奔走をしたのであります、かゝる中に火勢は倍々盛んとなり、一層の混雑を極めたので、遂に土耳其人を見失ふに至りました、所が固より身分姓名を聞いた譯でもなければ、之を搜索する手係りもなく、其の物品は最早失ふたものと諦らめて居りました、かくて火災後數日を経たる一日、市中を散歩して居りますと、或土耳其人が呼止めますから、振返つて見ると街上に荷物を擔ふ業務の勞働者であります、其の時に其の者曰く、「大火の際に革包を托されたが、其の人の面容はよく記憶して居るけれども、姓名を知らない、それ故に毎日かく通行人に注意しつゝ、今日に至つたが漸く貴下に邂逅して其の主之を返すことを得たのは誠に幸福である」と、かく語りつゝ、件の革包を出して渡しました、其の時佛人は夢かと計りに打驚き、厚く禮を述べて之を受取り、やがて其の中を検査して見ると、一厘一毛も私せられて紛失したものはなかつたといふことであります。

(七) 非人八助の正直清廉

昔し江戸淺草の非人頭車善七の手下に非人八助といふ者がありました。或日此の

八助が、日本橋を渡らうとして、フト小財布の落ちて居るのを見付け、拾ひ上げて中を見た所、黄金三十兩が入つて居りました。世の常の非人ならば、大に悦んで之を持歸り、早速自分の有とするのであらうが、此の八助は身分に似合はず、至つて正直者で、其の拾ふたのを毫も悦ばず、反て落した人は嘸ぞ難儀をして居ることであらうと察し、それより橋の袂に立つて落した金を探しに来る人を待ち受け、晝飯も夕飯に食はずに、空しく立つて居りました。所が日暮方に至り、越後屋の手代吉兵衛といふ者が、血眼になつて此處彼處と物を探し廻つて居るのを見付け、八助は聲をかけ、「若しや貴殿は金子でも落されたのではないか」と問ひました。其の時手代が左様だと答へましたところ、それは如何なる品で金子は何程であつたかと一々尋ねて、さて此の人が落したに相違ないと認め、實は其の金子は私が拾ふて持つて居るといひつゝ、之を手渡ししました。そこで手代吉兵衛は大に驚き且つ喜び、「コレハ／＼實に御禮の申しやうもない、最う無きものと思ふて居たのに、かくスツカリ我が手に復るとは、全く足下の正直に依ることでありませぬ、之は自分一人で納め

る譯には行かぬ」とかく語りつゝ、内半分の十五兩を差出し、之は聊か御禮の印しまでに進呈する、どうか之にて身の方向を立て、下さいといひますと、八助は熟々と其の顔を眺めて腹を立て、「此の金子を貰ふ程ならば、最初より腹の減るのを我慢して此處には居ないのである、貴下の難儀せらるゝのを氣の毒に思へばこそ朝より待ちあぐんで、漸々安々と手渡しするやうになつたものであります、かく落し主に渡して仕舞へば、最早此處には用事はない筈」といひつゝ、其の儘フイと立つて行かうとしました。そこで吉兵衛は倍々其の廉潔に感じ入り、「然らば之にてせめて酒なりと飲んで下さい」として無理に金二歩を渡しました、其の時八助は苦々しき顔して漸くに之を納め、頓て姿を隠しました。それより手代は越後屋に歸り、今日のありし次第を主人に物語りました處、越後屋の主人も聽いて、近頃殊勝の非人がなと感じ入り、更に吉兵衛に命じ、明朝は是非とも其の八助とやらを我方へ伴ふて來よ、何とか御禮をせんと言ひ聞かせました。そこで吉兵衛は夜の明けるのを待ち兼ねて、淺草へと志し、車善七方に到り、八助を尋ねました所、善七の手傳のいふには、成

程我等が小屋に入助といふ非人が居つたが、昨夜何處から貰つたものか、金二歩を持參し、俄かに酒肴を命じ、仲間の者共と盃を交換し、夜半になつて、「近年にない美食をした、之で思ひ残すことはない」といつて居つたが、終に縊れて死んで仕舞ひましたと告げました。その時之を聽きたる吉兵衛は涙を流し、兎に角其の心掛は常人に異なつて居る、せめて死骸なりと貰はんとて、之を請ひ受け、越後屋へ持歸つて、主人共々に残念がり、それより厚く之を葬り、跡懇ろに弔つたといふことであります。

(八) ハツチソンの正直

英國のアイアシャーといふ處に牧畜を業として居つたハツチソンといふ人は、商業上の損失が引續いて、それが爲に止むなく債主とも示談し、身代限りの處分を受けました。所が其の後七年を経て、或日債主一同を宴席に招待して手厚く饗應をいたしました。そこで債主等は久しく音信を絶つて居つた處の人が、突然の饗應に何れも其の譯を訝り、互に宴席にて顔を見合はせるのみでありましたが、かくてハツチソン

ンは宴會が終へて後ち舊計算書を取り出し、舊債の元利を精算して之を取揃へ、一々債主に返済をいたしました、其の時債主等は大に感服し、爲に黄金の盤を作つて、此の事の顛末を其の盤上に刻み込み、それをハッチソンに贈つて、永く其の家の紀念となさしめたといふことであります、之は東西に論なく、中々出来にくひ事であつて、元來舊債を返却するのは當然の事であるけれども、已に身代限りをして示談事済みとなつたものを、資産が回復したからとて、更に舊債を精算して償ふといふのは、全く正直の徳といふものであります。

(九) クロンウエル孫女の信義公正

英國の專制君主なるチャールズ第一世を倒して、共和政治の首領となつたオリヴァ、クロンウエルの孫女は、生來物堅く極めて信義を重んずる傾がありました、されば六七歳の頃に祖父クロンウエルが内閣にあつて、重大なる國家の政務を評議する時、常に其の膝下に遊んで居りましたが、一日閣員某が此の少女の口より國務の秘密の漏れんことを慮れ、其の席を避けさせやうとしました。其の時にクロンウエ

ルは逃て曰く、「予は此の孫女が機密を守ることを信頼するのは、恰も内閣員を信頼する如くであります」と、かくて某の忠告に應せずして其の儘に置きました。されば或人後日に此の少女の信義を重んずるか否かを實驗せんと思ひ、或日左もなき事を秘密であるといひ聞かし、此の少女に告げ置いて後に、祖母及び母をして、欺したり嚇したりして、其の事を語らせやうとしました。けれども少女はどうしても言ひませぬ。そこで終に其の剛情を責めて鞭ちましたけれども、それにも屈せずしていふやう、「妾は我が祖母君、母君の命に背くことは望まぬけれども、他言はせぬと祖父君に約束したから、今更陳べることは出来ませぬ」と、かくいひつゝ口を噤んで物語らなかつたといふことであります。少女にして此の如くであるを見れば、苟も公民たる者は、事の公私に別なく、或點までは秘密を厳守して損害迷惑を他に及ぼさぬやうに慎まねばならぬことであります。

(十) 英國選擧上の美風

英國の代議政體は最も發達して殆ど其の頂上に達し、議員選擧の如きも、不正

投票を忌憚ること夥だしく、西曆千八百六十七年の總選舉に際しては、トットネスに於て四百二十一票中に百五十人の不正投票を發見し、ライポートに於ては九百十二票中に三百十四の不正投票を發見し、グレートヤーマスに於ては、千六百四十七票中五百二十八の不正投票を發見し、ランキヤスターに於ては、千四百の投票中、九百十八の不正投票を發見せし爲め、政府は之が爲に選舉權剝奪法案を提出し、遂に不正投票ありし選舉區の權利を奪ひて永久其の住民の選舉權を停止したのであります。之は一方より視れば、過半数若くは一部分の不正投票ありし爲に全部の選舉權を奪ふものであつて、随分苛酷なる法律のやうであるけれども、かゝる制裁あるが爲に、選舉人は互に相戒めて不正投票を慎み、一人の爲に多數の迷惑を受けしめぬといふ觀念を起さしめ、此の法は今も實行せられて個人間の德義發達と共に、偉大の功果を選舉界に奏しつゝあるのであります。之は我が國選舉民の大に學ぶべき所であつて、總て公民たるもの、注意を要すべき所であります。

(十一) マコレー卿の正義

英國に有名なるトーマス、マコレー卿は文豪として名を知らるゝのみならず、實に政治界の正義の士であります。此の人は初め貧賤より其の身を起して終に陸軍大臣にまでなつた人でありましたが、少壯の時代より聲望高くして六七回も代議士に選舉せられました。或年都合によつて代議士を罷め、七年間も経過しましたが、西曆千八百四十年に至り、選舉民は再び同氏をして代議士たらしめんとしたので、卿に向つて其の就任を勧誘しました。處がマコレー卿の言ふにはアナタ方が私を信用して選舉して下さいれば何時にても就任します、それは私は其の時諸君の信用を得て居るのであります、私も十分其の職務を盡す義務ありと思ふのであります、併乍唯だ一時的に誰は何處より出た、或は誰はかういふ事情により權衡上出たといふやうなことでは、私情や黨略に拘はるものであつて、私の斷然御斷りする所でありますと、かく卿が堂々壇上の人となつて其の潔白を表立した時には、反て反對派の手段の爲に落選したのであります。所が幾くもなくして當時當選したスミスといふ代議士の面白からぬ事件が起つて、區民は大に懺悔し、更にマコレー卿を依頼した

所 卿は此に於て諄々として正義を説き聞かせ、遂に區民の熱誠なる選舉によつて公平の裡に選出せられたといふことであります。此等は現代の我國に於て大に學ばねばならぬ所であります。

(十二) 酋長ガチモジンの節義

今は昔西班牙國の兵が南亞米利加を征伐した時、蠻族の酋長ガチモジンは戰敗れて西班牙の將コルデスに捕へられました、其の時コルデスは酋長を強迫して金銀財室の所在を告げよと責めました、ガチモジンは口を噤んで答へませぬ、そこでコルデスは怒つて、ガチモジンを炭火の上に坐せしめ、大に之を鞭ちました、けれども彼は之に答へず、爲にガチモジンの肢體は焦け爛れました、それにも屈せず、彼は神色自若として返答をさせぬ、さればコルデスは益々怒り、鞭ち責むることが急であつたが、ガチモジン之を見て反て罵て曰く、「吁々汝賤しき賊よ、如何に責むるとも我は何ぞ汝等に屈せんや」と、かく叫びつゝ反抗の態度を示しました、そこでコルデスは更に同部下の將某を拉し來つて之を火責に爲し、金銀財寶の所在を

白狀させやうとしました。その時其の將は痛苦に堪へず、叫んで哀を乞ふ狀を見て、ガチモジンは大に之を叱し、「吁々汝は何爲れぞ卑怯であるぞ、我等がかく義の爲に茲に在るのは、寧ろ喜ぶべきことではないか、何ぞ不義を貪つて花の床に上つて榮華を望むに及ばんや」と、かく勵ましつゝ、兩人共に正義の爲に殉じたといふことであります。

(十三) アリストアイデースの正義廉耻

西曆紀元前四百六十八年頃、希臘國雅典府に生れた政治家にして武將である所のアリストアイテースといふは、公然正大を以て世に知られた人傑でありました。當時希臘列國を統轄する所の權力がスパルタより雅典へ移りましたが、列國共有の金穀をテ羅斯島に藏めてあつた爲め、之が出納を掌る爲に、規則を設け、各國の人口と財力とを計つて之に課税することゝなりました。其の時、かゝる列國の治安に重大なる關係を有する任務は十分公正なる人を待ねばならぬとて、協議の結果遂にアリストアイテースを擧ぐるに至りました、之は氏の公正と智慮とに信頼したもので

あります。そこでアリスタイデースは其の任に就くや、恰も一家の主人が財産を整理する如くに熱心に之に従事し、一厘一毛と雖も、私する者あれば、之を重罪を犯せる者同様に罰金を課しました。されば國民は一人として氏を非難する者はなかつたのでありますが、唯だ從來潜かに國庫を掠めて私利を貪つて居つた輩は、無法にもアリスタイデースは公金を私消したといふ罪状を造り、之を誣告して遂に罰金を課せんとしました。之は從來己れ等か私利を貪つて居た途を塞がれ、且は從來の悪事の暴露せんことを恐れ、種々の詭計を以て之を陥れたものでありました。然し世の識者は固より其の冤罪であるといふことを知り、不當の裁判なりとて大はアリスタイデースの爲に辨疏しましたので、裁判所は前裁判を取消し、翌年に至り又其の職を繼續せしむることゝしました。そこでアリスタイデースは再び其の任に就くや先の嚴なるに鑑みて今度は寛大を旨とし、公金を私消する者があつても、之を寛容しました所、前日の貪欲者までが大に氏を稱讃するに至り、第三年目の財政主管者を選ぶに至つても、一人の異議を挾む者なく、再び氏を選挙しました。此の時ア氏

は國民集會所にて聲明していふやう「予は最初の任期に於ては、公財を管理するの誠心誠意を以て正道を踏み、公の爲に盡した。それにも拘はらず卿等は余を待つと酷薄に過ぎ、最も卑むべき刑罰を課して予を辱かした、所が今期は汚れた行爲をも寛容して、國財を盗む者をさへ寛し、白晝に國庫より私利を貪る者をも放任した所が、卿等は却て予を善良なる管理者であるといふて稱美して居る、かくては卿等が與へた所の榮譽といふものは、予の最も恥とする所であつて、反て前期に於て虐待せられたのは、予の心中に於て光榮とする所である。之が予が三度此の任に當るに及んで大に聲明を要する所である、抑々公を損するのが卿等心事に叶ふならば、予は此度職を辭するより外はないと、かく言責しましたから、之より私曲の徒は畏縮して皆其の跡を斂め、國人がアリスタイデースに對する信用は從來に比して倍するに至つたといふことであります。アリスタイデースはまた清廉潔白であつて、毫も公事に私する所がなかつたのであります。中にもマラソンの戦後に於て、希臘軍がベルシャ軍を撃退しました時には、ベルシャ人の遺棄したる珠玉財寶は山のやう

でありましたのを、之を處分するに當り、彼は毫も私する所がなかつたのであります。若しア氏にして私を營む心があつたならば、かゝる際を利用して好機措くべからずとし、爲に富豪となる事が出来たのでありますけれども、一厘一毛も私せず、又他の人にも之を攫み取ることを許さなかつたから、ア氏は多年政府の要路に當り、就中國庫の出納の管理して居りましたけれども、其の死するに當つて、家に葬儀を營むべき餘財きへなかつたといふことであります。之にて如何に廉潔を主としたかを想ふべきであります。

(十四) リンカーンの正義廉潔

西曆千八百六十年の五月、米國シカゴ府のウイグワム堂に於て大統領の候補者を選定する爲に、共和黨委員大會を開き、數十名の候補者中、次第に淘汰して、シワルドとリンカーンの二人を餘しました、其の時にリンカーンは我家にあつて、投票の結果如何を慮つて居りました、すると忽ち友人より電報が来て、「今は唯だ餘す所、君とシワルドの二人あるのみ、勝敗の決は此の一回の投票にある、我等は君

の爲に周旋をしてやるから、君が若し大統領になつた暁には、某州の何某等二人を、君の内閣に列せしむとの約を得たい、之を承諾して呉れ、ば、今回の投票は必ず君を當選せしめる」といふ意味であつた。其の時にリンカーンは之を見て其の不正の選挙なるを卑しむ、直ちに返電をして、「諸君の厚意を深く之を謝すが、予は此の約束には従ふことは出来ぬ」と、かく斷然と謝絶しました、然るに投票の結果は終に正義清廉たるリンカーンの勝利に歸して、よく當選したといふことであります。

(十五) ウエルリントンの廉潔

英國のアスセーの戦後の後、一日ハイデラバットの首相某が、英國將軍ウエルリントンを訪ね來つて、同國主なるニザムトラッタとの和約を結ぶに當り、「如何なる利益を残し、如何なる土地を得るか」といふ内情を探らんと欲し、潜かに十萬磅をウエルリントンに贈りました。其の時ウエルリントンは首相の顔を少時打眺めて後徐ろに語るやう「思ふに足下は貴國の機密を漏らす如きことはなさらぬのでありませう」と、其の時首相某は「さうです」と答へました。それを聽きてウエルリン

トン曰く、然らば、予も此の如くにしませうとて、遂に其の十萬磅の金を却けました。之が爲に首相某は大に慙じて立去つたといふことであります。

(十六) デンテータスの廉潔同情

羅馬のキユリエス、デンテータスといふは、清廉寡欲であつて、愛國心に富み、其の名を後世に垂れた人であります。三度までも羅馬共和政府の統領に擧げられましたが、西暦紀元前二百七十五年にヒルラス王と戦ふて之に勝ち、其の翌年には又サムナイト人ルカニヤ人等を伐つて之を征服し、大功を立てたのであります。嘗てヒルラス王の軍を破つて、王を伊太利に驅逐した時、士卒一般に四エーカの土地を分配し、自分も同等の地を取りました。そこで或人が「それでは、將帥としての分配に不足でありませう」と尋ねた所、答へて曰く、「一兵卒と貧富苦樂を共にするとの出来ぬものは、將帥としての任に堪へる人ではない」と、かくて平然として居りました。之は全く士卒に對する同情心に富んで居つたからであります。又サムナイト人を征服した時には、敵の方より密かに多大の賄路を送りましたが、其の時彼

は曰く「予は自分が一人にて富むよりも、富める人民の治者たらんとする者である、されば戦争に破られない將帥に賄路を以ては降すことは出来ぬ」といつて斷然之を斥けました。當時此の賄路の使者が、彼の兵營に到つた時、恰も午餐に就かうとし、其の茅屋で蘿蔔を煮いて居つた所であつたといひます。

(十七) イバミノンダスの廉潔

希臘國チーブス國の名將イバミノンダスといふは西暦紀元前四百十八年に生れ、三百六十二年に死んだ人であります。常に國家の爲に心力を盡して働き、毫も私産を顧みず、全く清貧に安んじて平然として居りました。されば衣服の如きも身に着一る一領より外にはなく、それを洗濯するか又は之を綴り合はす時などには、著る衣服がない爲に外出することも出来なかつたといひます。かゝる生計であつたから、當時のペルシャ王が之を傳へ聞きて、密かに人を遣して多額の金錢を贈られたけれども、イバミノンダスは之を拒んで受けなかつたといふことであります。されば後世の史家イーリヤンといふ人は氏を評して曰く、「名士の貧困を見て之に貨賂を贈つ

な所の慈善心よりも、之を峻しく拒んで辭した人の操こそ實に貴い物である」と嘆稱したといふことであります。

(十八) ファアリシユスの廉潔

西曆紀元前二百八十年に羅馬國よりエピルス王ピルラスの許へ使節を遣して、俘虞の交換を商議せしめたことがあります。其の時にカイユス、ファアリシユスといへるは其の使節の一人でありましたが、ピルラス王は此の人が羅馬に於て名聲高く、智勇拔群の才能あり、且つ其の身を持すること清廉で、且つ常に清貧に安じて居る人物であるといふことを聞き知つたので、他の使節に踰えて厚く禮遇せられました、而して多くの珠玉財寶を之に贈つて宣はく、「朕は之で卿の歡心を買はうといふのはなく、唯だ賢者を尊ぶの餘りに、敬意を表し、且は將來公事以外に一個人として友誼を厚うする爲に贈るのである」とて、切に之が受納を望みました。けれどもファアリシユスは懇ろに其の厚意を謝し、其の贈られし物は一介も之を受けずして、其の職務を全うして歸國後もその清貧に安んじて毫も苦慮する所がなかつたといふ

ことであらいます。

(十九) ナビールの廉潔

英國のチャールス、ナビールといふは印度の戰爭に偉功を立てた人でありましたが、常に清廉の行爲を失はなかつたのであります。されば或時蠻夷の君長共が屢々金銀や寶玉を贈つても、ナビールは固く辭つて毫も之を受けず、常に語つて曰く、「予は若し富を得やうと思ふならば、シンドに至つてから三萬磅を得たであらう、けれども予の双手は未だよく物の汚すことを得ないのである、且や予は二回の大戰爭に佩用した所の慈父の劔は今も尙ほ汚されて居らぬ、どうして遂に之を汚すに忍びやうや」と、かくて廉潔を保つたといふことであります。

(二十) 樂喜の廉潔

支那宋國の樂喜といふ人が司城の官であつた時に、宋人が玉を獲たとて喜んで之を献上しました、所が樂喜は之を受け納めませぬ、そこで獻者曰く、此の玉を玉屋に見せた所が、寶玉であるといひますから献上したのであります、何故納めて下さ

らぬかと、之を聴いて樂喜曰く、「予は食ばらぬのを以て寶とするのである、又汝は玉を以て寶とするのであらうが、若し其の寶を予に贈つたならば、汝も予も共に其の寶を失ふのである、故に汝は其の玉を以て寶とせよ」と、かく語りました所、献者は首を下げ、固く請ふていふやう、「私は此の玉を抱いて居れば、郷里を越えることは出来ませぬ、それ故にどうか之を納めて死を賜ふことを望みます」と、かく歎きましたから、樂喜は之を哀み、さらば止むなしとて之を受け納め、玉屋に預け置き、其の人か富を致した後に返して遣つたといふことであります。

(廿一) 屠羊説の廉潔献身

昔し楚の國に屠羊説といつて、羊を屠る男がりましたが、楚の昭王が國を失ふて他國へ逃げられた時、之に従ふて行き、艱難を共にしたのであります。所が後に至り昭王が幸福を得て復び楚の國へ還られたから、早速屠羊説の功を賞し、之に官職を授けんとせられました、其の時に屠羊説の奏するやう、「臣は元來、羊を屠るより外に能のない者であります。それ故に再び羊の肆に返して下さればそれで十分で

あります、決して重き恩賞も貴き官位も望みませぬ、唯だ陛下が國を失ひ給へば、臣も羊を屠る事を失ひ、陛下が國を得たまへば、臣も羊を屠ることを得れば、澤山なのであります」と、かくて官職を固辭しましたから、昭王は之を聞きて、大に其の高潔を感ぜられたといふことであります。

(廿二) 田豫の廉潔同情

支那三國の代の魏の田豫といふは、魏の朝廷に仕へて荊州の刺史となしました、所が夙に其の威名が轟いて居りましたから、外胡は之を聞いて服従し、州内は安寧で、百姓はよく懐きました、そこで更に衛尉の官に徵せられました所、豫は固辭して就きませぬ。其の時魏の主君司馬懿は、豫は年こそ老いて居るけれども、尙ほ意志強固で、十分事に任ふるものであると、爲に手紙を下して之を諭しました、其の時豫は之に答へて曰く、「人にして年七十を踰えて位に居るといふのは譬へば夜が更けて尙ほ夜行を休めぬやうなもので、之は罪人であります」と、かくて疾と稱して出でませぬ。そこで太中大夫といふ官位を贈り、卿の祿を與へられた所、豫は常

に儉約に甘んじ、賞賜があれば、之を將士に散じ、又胡狄が私かに金錢を遺る所がある、悉く之を帳簿に記して官に藏め、一錢も私する所がなかつたのであります。それ故に其の家は常に貧乏であつたけれども、當時の人は知ると知らぬとに別なく、皆其の徳を稱へたといふことであります。

(廿三) 松平乗邑の廉潔正直

松平乗邑といふは、右近將監に任官し、八代將軍徳川吉宗に仕へて老中となり、次で次代家重將軍の時にも及んだのであります。所が少しばかりの咎を蒙つて西の丸下なる屋敷を召上げられ、己が元の住屋へと移りましたが、其の家の軒は傾き、屋根は漏つて、久しく住むことが出来ぬ所より、やがて龍ノ口なる土屋吉衛門邸内の縁者を尋ね、其の長屋を借りて侘住居するに到りました。處が久しく住み慣れし屋敷を見れば、老中は、他人に變れども、垣根の花は昔に變らずして、一代の榮華を示して居ります、それに引換へ我身はと振りかへれば、住家すらも兎角定まらず、たとへば昔し伊勢といふ婦人の屋敷を明け渡した時、昔見し妹が垣根はあれにけり、

つはな交りのすみれのみして」とよんだ事なども思ひ出でられ、浮世の榮枯の定めなきを歎息しつゝ、即ち「昔見し垣根の花は盛りにて、我身の上はすみれ定めず」とよみました。さて此の歌によつて乗邑の清廉であつたことが想像せられ、老中の顯職にあつても、毫も私する所なく、吾が住家さへも其の儘手入をしなかつたといふのは、全く不正の賄賂などを收めなかつた證據であります。それ故に後日に至り、將軍家重は此の歌を傳へ聞き、又乗邑の境遇を思ふて同情の涙を浮べられたといふことであります。

(廿四) 龜婆の廉潔

昔し平安の街路に乞食をして生計を立て、居つた老婆にお龜といふ者がありました。一日三條通りに來かゝつた所、金財布の落ちて居るのを見つけ、之を拾ひ取りつゝも、嘸や遺主は當惑して居ることであらう、どうかして早く届けてやりたいもの、思案に暮れて居りましたが、不圖考へ附いて、傍らの商家に立寄り、件の財布を示して、之は今しがた拾ふたものであるが、遺主が此の邊に尋ねて來たら渡し